

2025年度に高等専門学校4年次に進級予定又は、大学・短期大学・専修学校（専門課程）に進学予定の奨学金を希望する高等専門学校3年生の皆さんへ

給付奨学金案内

（高等専門学校3年生向け）



- この冊子では、原則として返還が不要な奨学金の制度について、予約採用（進学前の申込み）を前提として説明しています。
- この冊子を読んで給付奨学金についてよく理解したうえで、申込みを行ってください。
また、父母等あなたの生計を維持している方にもこの冊子を読んでもらい、給付奨学金制度の内容及びあなたが奨学金を利用することについて理解してもらってください。

※この冊子では、高等専門学校4年次への進級及び大学・短期大学・専修学校（専門課程）への進学を「進学」と表記しています。

知っておいてほしいポイント

給付奨学金制度の趣旨

日本学生支援機構の給付奨学金は、国の高等教育の修学支援新制度のひとつとして、意欲と能力のある若者が経済的理由により進学及び修学の継続を断念することのないよう、原則として返還義務のない奨学金を支給するものです。

給付奨学生としての自覚

国費を財源としている給付奨学金の支給を受ける奨学生は、給付奨学生としての自覚を持って学業に精励しなければなりません。

進学後の学業成績などが基準を下回る場合、奨学金の支給を打ち切ることがあります。さらに、やむを得ない理由がなく学業成績が著しく不振の場合、学校から退学などの処分を受けた場合は、返還が必要になることがあります。

支給額の見直し

毎月の支給額は、本人及び生計維持者の前年の所得金額や資産等に基づき、毎年度10月に見直されます。

対象となる進学先

給付奨学金を利用できる進学先は、国又は地方公共団体から一定の要件を満たすことの確認を受けた学校です。

確認を受けていない学校へ進学した人は、本冊子で案内する給付奨学金の利用はできません。

進学前には振り込まれません！

奨学金は、進学後に振込みが始まります。

※授業料・入学金の減免

給付奨学金の支給対象の学生は、授業料・入学金の減免も同時に受けることができます。ただし、別途、進学先の学校での申込みが必要ですので、詳細については、進学先決定後に進学先の学校に問い合わせてください。

学校からの指示にしたがって申込みましょう

奨学金の申込みには、在学している学校の推薦が必要となるため、申込手続きはすべて学校を通じて行います。学校の指示にしたがって手続きを進めましょう。

マイナンバーは、直接日本学生支援機構に提出します

申込みに必要な書類のうち、マイナンバー関係書類については学校ではなく日本学生支援機構に直接提出します。間違えて学校へ提出しないよう注意しましょう。

【本冊子の用語】

あなた・・・奨学金を申し込む学生本人 **JASSO**・・・日本学生支援機構

大学等・・・高等専門学校（第4学年以上）、大学、短期大学、専修学校（専門課程）

※国等から一定の要件を満たすことの確認を受けた学校

※短期大学には文部科学省令に規定する独立行政法人大学改革支援・学位授与機構が定める要件を満たす専攻科を含む。

スカラネット・・・インターネットで申込情報の入力・送信や選考結果の確認などを行う専用サイト

受付番号・・・スカラネット入力後に発行される16桁の番号

社会的養護を必要とする人・・・

満18歳となる前日に（満18歳となる前々日以前に申し込む場合は申込時点で）児童養護施設等（※1）に入所して（養育されてまたは一時保護されて）いた人（※2）

※1 児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設（情緒障害児短期治療施設から改称）、児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）を行う者、小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）を行う者、里親

※2 高等学校等を卒業することにより、満18歳となる日の前日までに児童養護施設等への入所の措置を解除された人、満18歳となる日以降に入所する（養育・一時保護される）こととなった人も含む

I 給付奨学金の制度……………3ページ



給付奨学金の対象となる学校や申込資格など、奨学金を申し込むにあたり奨学金の制度などを確認します。

II 申込内容の確認……………12ページ



申込みにおいて申請・申告する内容の説明を読みながら確認し、太枠内の設問について記入・選択します。

III 必要書類の準備……………21ページ



申込みに必要な書類を用意します。

IV スカラネットにて申込情報の入力……………30ページ



申込情報をインターネット（「スカラネット」）で入力します。
なお、スカラネット入力後一定期間内であれば、申込内容の訂正を行うことができます。

V 書類の提出……………36ページ



申込情報の入力が完了したら、必要書類を提出します。

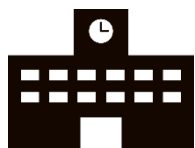
- マイナンバー関係書類……………JASSOに簡易書留で郵送
- マイナンバー関係書類以外の書類……………学校に提出

VI 申込後の審査状況・選考結果の確認……………37ページ



スカラネットにて審査状況や選考結果を確認することができます。
※確認するためにはスカラネット入力時に使用したID・パスワードが必要です。

VII 進学後の手続き……………38ページ



進学後に行う手続きについて確認します。

本冊子中の
記号について



：手続き上の注意点です



：記入しましょう



：書類作成・提出に関することです



：スカラネットに関することです

I 給付奨学金の制度

①対象機関（確認大学等）

給付奨学金の採用候補者となった人が進学して奨学金の支給を受けられるのは、下表で対象としている国内の学校種別・課程のうち、国・地方公共団体から一定の要件を満たすことの確認を受けた学校（確認大学等）です。ただし、正規の学籍で在籍する場合に限り（「科目等履修生」「聴講生」等は対象外です）。

また、専修学校の「一般課程」「高等課程」及び「附帯教育」の学生は支援の対象とはなりません。



給付奨学金を利用する際は、進学予定の学校が対象となっているか確認しましょう。

◎国又は地方公共団体から確認を受けた学校の一覧
（文部科学省ホームページ）

https://www.mext.go.jp/kyufu/support_tg.htm



（表内の記号の意味）…… ○：支給対象、×：支給対象外、△：支給対象か否かは進学先ごとに異なる。

学校種別・課程		支給の可否
高等専門学校	4・5年生	○
	専攻科（※1）	△
大学	学部・学科	○
	通信教育課程・放送大学（※2）	○
	専攻科・別科	×
短期大学	学科	○
	通信教育課程（※2）	○
	専攻科（※1）	△
	別科	×
専修学校	専門課程（※3）	○
	通信教育課程（※2）	○

（※1）独立行政法人大学改革支援・学位授与機構の認定を受けた専攻科に限り（予約採用ではなく在学採用の対象）。

（※2）通信教育課程及び放送大学は、スクーリング受講の有無に関らず、年に一度、年額が一括支給されます。

（※3）専修学校高等課程、一般課程、附帯教育は対象外です。

! 海外の大学等へ進学する場合は対象外です。

I 給付奨学金の制度

② 申込資格

2025年度に高等専門学校4年次に進級又は大学等へ進学する希望を持っていて、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する人が申し込みます。

- (1) 申込時点で高等専門学校3年生の人
- (2) 高等専門学校3年次を修了後2年以内の人（既に4年次に進級した人は含みません）

(注1) 過去に大学等へ進学し給付奨学金の支給を受けたことがある人は、再度申し込むことができません。

(注2) 外国籍の人は、在留資格により申込資格に制限があります（下記参照）。

外国籍の人の申込資格

外国籍の人は、次の(1)～(6)のいずれかに該当する人のみ申込みができます。

在留資格等（※1）	在留資格等以外の条件等
(1) 法定特別永住者（※2）	
(2) 永住者	
(3) 日本人の配偶者等	
(4) 永住者の配偶者等	
(5) 定住者	将来永住する意思がある人
(6) 家族滞在	次の①～④の条件をすべて満たす人 ①日本国の小学校卒業前に日本国に初めて入国した人（※4） もしくは日本国の小学校を卒業した人（※5） ②日本国の中学校を卒業した人（※6） ③日本国の高等学校等を卒業予定又は卒業した人（※7） ④大学等卒業後に日本国で就労し、定着する意思がある人

該当する場合、在留資格及び在留期間の記載がある「住民票の写し」又は「在留カード（もしくは特別永住者証明書）のコピー」の提出が必要です（※3）。

- (※1) 在留資格は「出入国管理及び難民認定法」（昭和26年政令第319号）の定めによります。
- (※2) 法定特別永住者は、「日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法」（平成3年法律第71号）に定める法定特別永住者を指します。
- (※3) 在留資格が「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」、「定住者」、「家族滞在」の人であり、申込時点で在留期間が経過している場合、在留資格の更新申請中であることを示す書類を併せて提出する必要があります。
- (※4) 在留資格が「家族滞在」の人は、出入国在留管理庁より取得した日本国への出入国記録に関する証明書類の提出が必要です（提出方法については23ページを参照してください）。
- (※5) 学校教育法第1条に規定する小学校をいい、義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部を含みます。
- (※6) 学校教育法第1条に規定する中学校（夜間中学を含む。）をいい、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含みます。
- (※7) 学校教育法第1条に規定する高等学校（定時制課程及び通信制課程を含む。）をいい、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部のほか、高等専門学校3年次修了者、専修学校の高等課程（修業年数が3年以上のものに限る。）、高等学校卒業程度認定試験合格（見込）者も含みます。



- ①上記以外の在留資格の場合（「留学」や「特定活動」等）は**申込資格がないため採用されません**。
- ②申込資格のない在留資格の人が「永住者」「定住者」への在留資格変更許可申請中の場合も、給付を受けることができません。
- ③進学後に申込資格がないことが判明した場合は、奨学金の採用を取り消すとともに、振込済の奨学金の全額を速やかに返金していただくことになります。

I 給付奨学金の制度

③選考基準（学力基準・家計基準）

給付奨学金の申込みには学力基準と家計基準のすべてを満たしている必要があります。

1. 学力基準

申込時点で次の(1)又は(2)のいずれかに該当する必要があります(該当しない人は採用されません)。

(1) 高等専門学校における全履修科目の評定平均値が、5段階評価で3.5以上であること(※1)

(2) 将来、社会で自立し、及び活躍する目標をもって、進学しようとする大学等における学修意欲を有すること(※2)

(※1) 評定平均による5段階評価をしていない学校にあっては、これに準ずる学習成績とします。

(※2) 学修意欲の確認は、高等専門学校において、面談の実施又はレポートの提出等により行います。



- ① 採用された場合も、進学後の学業成績などによっては、支給が打ち切りになることがあります(39ページ)。
② 学力基準を満たしているかの確認は、在籍(修了)されている学校で行います。

2. 家計基準

あなたと生計維持者(7ページ)について、次の「(1) 収入基準」及び「(2) 資産基準」のすべてに該当する必要があります(該当しない人は採用されません)。

(1) 収入基準

支援区分	収入基準(※1)
第Ⅰ区分	あなたと生計維持者の市町村民税所得割が非課税であること(※2) 具体的には、あなたと生計維持者の支給額算定基準額(※3)の合計が100円未満であること
第Ⅱ区分	あなたと生計維持者の支給額算定基準額(※3)の合計が100円以上25,600円未満であること
第Ⅲ区分	あなたと生計維持者の支給額算定基準額(※3)の合計が25,600円以上51,300円未満であること
第Ⅳ区分(※4)	あなたと生計維持者の支給額算定基準額(※3)の合計が51,300円以上154,500円未満であること

※1 収入については、2023年(1月~12月)の収入に基づく2024年度住民税情報により算出された支給額算定基準額が上表に該当するか審査を行います。申込後に減収(失業等)があっても状況を鑑みることはできません。★1

※2 ふるさと納税、住宅ローン控除等の税額控除等(臨時的な減税措置を含む。)は収入基準の判定に影響しません。

※3 支給額算定基準額★2 = 課税標準額 × 6% - (市町村民税調整控除額 + 市町村民税調整額) ★3 (100円未満切り捨て)

★1 申込時の収入等から収入状況に変更が生じていても(2024年分の収入状況は)、審査には考慮しません。

★2 市町村民税所得割が非課税の人は、(※2)の場合を除き、この計算式にかかわらず、支給額算定基準額が0円となります。

★3 政令指定都市に対して市民税を納税している場合は、(市町村民税調整控除額 + 市町村民税調整額)に3/4を乗じた額となります。

※4 新たな第Ⅳ区分については、2024年度の春より開始予定です。詳細については、8ページをご参照ください。

収入基準に該当するか調べるには

【進学資金シミュレーターで試算する】

JASSOのホームページに掲載している「進学資金シミュレーター」で、収入基準に該当するかおおよその目安として確認できます。

※本シミュレーションの結果は、入力された情報等をもとに試算した結果によるものであるため、シミュレーション結果と実際の選考結果に差異が生じる場合があります。あらかじめご承知おき下さい。



【課税(所得)証明書で調べる】

市区町村役場で取得できる令和6年度課税証明書(自治体によっては所得証明書)を用いて、より具体的に支給額算定基準額を試算することができます。詳細は、JASSOのホームページをご確認ください。



I 給付奨学金の制度

選考基準（学力基準・家計基準）（続き）

(2) 資産基準

スカラネット入力時点のあなたと生計維持者の資産額の合計が下表の基準額未満であること（基準額以上の場合は、採用されません）。

生計維持者の人数	基準額
2人の場合	2,000万円未満
1人の場合	1,250万円未満

申告の対象となる資産の範囲は次のとおりです。

●資産の対象となるもの

- ・現金やこれに準ずるもの（退職金含む。投資信託、投資資産として保有する金・銀等）
- ・預貯金（普通預金、定期預金）、有価証券（株式、国債、社債、地方債等）
※有価証券や投資信託は時価で換算してください。
- ・満期や解約により現金化した保険

●資産の対象とならないもの

- ・土地、建物等の不動産
- ・住宅ローン等の負債との相殺
- ・満期、解約前の保険の掛け金
- ・貯蓄型生命保険や学資保険

【参考】収入・所得の上限額の目安



収入基準は、提出されたマイナンバー等であなたと生計維持者の住民税情報を取得し判定を行います。表中の数字はあくまで目安です。収入基準は収入・所得に基づく住民税情報等により設定されているため、世帯構成、障がい者の有無、各種保険料の支払い状況等により、目安の金額を上回っていても対象となる場合や下回っていても対象とならない場合があります。

（単位：万円）

世帯人数	想定する世帯構成	（★）が給与所得者（会社員等）の世帯 （年間の総収入金額）				（★）が給与所得者以外（自営業者等）の世帯 （年間の所得金額）			
		第Ⅰ区分	第Ⅱ区分	第Ⅲ区分	第Ⅳ区分	第Ⅰ区分	第Ⅱ区分	第Ⅲ区分	第Ⅳ区分
2人	あなた、親①(★)	207	298	373	630	135	192	245	439
3人	あなた、親①(★)、 中学生	221	298	373	630	147	196	250	443
4人	あなた、親①(★)、 親②(無収入)、 中学生	271	303	378	635	182	212	287	475
4人	あなた、親①(★)、 親②(給与所得者)、 中学生	親①:221 親②:115	親①:242 親②:155	親①:320 親②:155	親①:587 親②:155	親①:147 親②:115	親①:148 親②:155	親①:201 親②:155	親①:403 親②:155
5人	あなた、親①(★)、 親②(パート)、 大学生、中学生	親①:321 親②:100	親①:395 親②:100	親①:461 親②:100	親①:698 親②:100	親①:217 親②:100	親①:277 親②:100	親①:353 親②:100	親①:530 親②:100

給与を受けている場合は、年間の総収入金額（源泉徴収票における「支払金額」欄）、商店・農業等自営業を営んでいる場合は、年間の所得金額（確定申告書における「所得金額」）の目安となっています。

※支払金額…各種保険料等を差し引く前の総収入金額 ※所得金額…売り上げから経費を差し引いた金額

進学前離職の特例措置について

給付奨学金を希望する人のうち、進学する本人が家計を支えており、進学のために進学前1年以内に離職することにより世帯年収の減少が見込まれる場合は、進学する本人の所得を審査時に算入しない特例措置が適用されます。

詳細はJASSOホームページをご覧ください。

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/moshikomi/yoyaku/sinngakumaerisyoku.html>



I 給付奨学金の制度 選考基準（学力基準・家計基準）（続き）

生計維持者

生計維持者とは、原則あなたの父母（父母ともいない場合は、代わって生計を維持している主たる人（たとえば祖父母等））となります。**家計基準については、あなたと生計維持者の収入をもとに判定します。**以下の表を参考に生計維持者となる人を確認してください。

より詳しい情報についてはJASSOホームページに掲載の「生計維持者について」

「生計維持者に係るQ&A」も併せて確認してください。

https://www.jasso.go.jp/shogakukin/about/kyufu/kakei/seikei_izisha.html



I 父母ともにいる場合		生計維持者
1	父母と同居・別居（一人暮らし）	父母（2名） ※専業主婦（主夫）、無職無収入の場合でも生計維持者となります。
2	父母どちらか又は両方が海外赴任・単身赴任	
II 父母が離婚調停中		生計維持者
1	父母が離婚調停中	父母（2名） ※離婚調停中でも原則は父母となります。
2	父母が離婚調停中（父又は母は別居しており、あなたへの支援が一切ない）	あなたの生活を支援する父又は母（1名）
III 父母が離婚		生計維持者
1	父母は離婚しており、父又は母（いずれか一方）と同居している	同居している父又は母（1名） ※あなたと別居している父又は母から日常的に金銭的支援を受けている場合は父母2名になります。
2	父母が離婚後、再婚している	父又は母と再婚相手（2名） ※再婚には事実婚も含みます。
IV 父母どちらか又は両方と死別、又は意識不明		生計維持者
1	父又は母と死別（再婚していない）	左に該当しない父又は母（1名）
2	父母と死別し、親族から支援を受けながら一人暮らしをしている	主に支援をしている親族（1名） ※支援をしている人が複数人であっても、主たる人1名となります。
3	父又は母が意識不明（精神疾患含む）により意思疎通ができない	意思疎通できる父又は母（1名） ※意思疎通できない父又は母は生計維持者に含まれません。
V あなたが生計維持者となる場合（独立生計）		生計維持者
1	あなたが社会的養護を必要とする人（1ページ）に該当する場合	あなた（1名）

（注1）生計維持者が1人（独立生計者を含む）である場合や父母以外の方である場合、その事実関係が確認できる証明書の提出を求める場合があります。

（注2）父母が専業主婦（主夫）、無職無収入であっても生計維持者としての申告が必要です。

I 給付奨学金の制度

④奨学金の支給金額

1. 一般の課程（通信教育以外の課程）

大学等で給付奨学生として採用され、支給が認められた年月から正規の卒業時期まで、世帯の所得金額に基づく区分（第Ⅰ～Ⅳ区分：5ページ）に応じて、学校の設置者（国公立・私立）及び通学形態（自宅通学・自宅外通学）等により定まる下表の金額（月額）が、振り込まれます。

世帯の所得金額に基づく区分		国公立		私立	
		自宅通学	自宅外通学	自宅通学	自宅外通学
高等専門学校 (4～5年生)	第Ⅰ区分	17,500円 (25,800円)	34,200円	26,700円 (35,000円)	43,300円
	第Ⅱ区分	11,700円 (17,200円)	22,800円	17,800円 (23,400円)	28,900円
	第Ⅲ区分	5,900円 (8,600円)	11,400円	8,900円 (11,700円)	14,500円
	第Ⅳ区分 ※多子世帯に限る	4,400円 (6,500円)	8,600円	6,700円 (8,800円)	10,900円
大学・短期大学 専修学校（専門課程）	第Ⅰ区分	29,200円 (33,300円)	66,700円	38,300円 (42,500円)	75,800円
	第Ⅱ区分	19,500円 (22,200円)	44,500円	25,600円 (28,400円)	50,600円
	第Ⅲ区分	9,800円 (11,100円)	22,300円	12,800円 (14,200円)	25,300円
	第Ⅳ区分 ※多子世帯に限る	7,300円 (8,400円)	16,700円	9,600円 (10,700円)	19,000円

(注1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による生活保護（扶助の種類を問いません）を受けている生計維持者と同居している人及び社会的養護を必要とする人で児童養護施設等から通学し、「自宅通学」扱いの人は、上表のカッコ内の金額となります。なお、社会的養護を必要とする人を含む独立生計者が、居住にかかる費用（家賃）を支払いながら通学している場合は、学校までの通学距離・時間にかかわらず「自宅外通学」の申請ができます。

(注2) 独立行政法人・地方独立行政法人が設置する学校は、国公立に含みます。

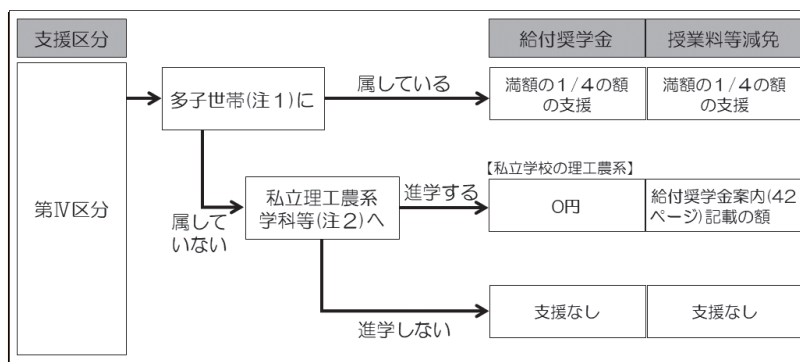
(注3) 自宅通学・自宅外通学については、9ページをご確認ください。

【第Ⅳ区分の支援について】

世帯の所得金額に基づく区分（5ページ参照）が第Ⅳ区分となった場合には、あなたの状況によって、以下のように支援内容が変わります。

(1) あなたが多子世帯に属している場合

給付奨学金として、進学先の学校の設置者（国公立・私立）及び通学形態（自宅通学・自宅外通学）等により定まる上記の表の金額（月額）が支給されます。また、進学後に進学先の学校へ授業料等減免を申請した場合には、第Ⅰ区分の4分の1の額の授業料及び入学金の減免を受けることができます。



(2) あなたが多子世帯に属しておらず、私立学校の理工農系の学科等に進学した場合

給付奨学金の支給額は0円となりますが、進学後に進学先の学校へ授業料等減免を申請した場合には、授業料の文系との差額に着目した額の授業料及び入学金の減免を受けることができます。

(3) 上記(1)～(2)のいずれにも当てはまらない場合

給付奨学金を受けることはできず、授業料等減免の認定も受けることができません。

注1 「多子世帯に属している」とは、以下のうちいずれか小さい方の数が3以上である場合をいいます。

- あなたが奨学金申込時に申告した世帯情報にて、あなたの生計維持者の子にあたる者（あなた自身を含む。）の数
- あなたの生計維持者全員の市町村民税情報における、扶養親族の数の合計

注2 対象となる理工農系の学科等は、文部科学省のホームページにて確認してください。

https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/hutankeigen/1421838_00004.htm

注3 あなたが多子世帯に属しており、私立学校の理工農系の学科等へ進学した場合は、(1)の支援になります。



I 給付奨学金の制度 ④奨学金の支給金額 (続き)

2. 通信教育課程

正規の卒業年度まで、本人と生計維持者の所得金額に基づく区分(第Ⅰ～Ⅳ区分:5ページ)に応じて、授業形態(印刷教材、スクーリング、放送大学、メディア)、学校の設置者(国公立・私立)、通学形態(自宅通学・自宅外通学)にかかわらず、右表の金額(年額)が原則として年1回振り込まれます。

区分	(国立・公立・私立/自宅・自宅外共通)
第Ⅰ区分	51,000円
第Ⅱ区分	34,000円
第Ⅲ区分	17,000円
第Ⅳ区分	12,800円

※多子世帯に限る

⚠️ 自宅通学・自宅外通学とは(進学後に審査があります)

- 「自宅通学」とは、あなたが生計維持者(父母等)と同居している(又はこれに準ずる)状態のことをいいます(生計維持者が単身赴任等により、一時的に別居している場合も自宅通学扱いになります)。
- 「自宅外通学」とは、あなたが生計維持者のもとを離れて家賃を支払って生活している状態のことをいいます。また、「自宅外通学」の月額で支給を受けるためには、以下ア～オのいずれかに該当している必要があります。満たしていないことが判明した場合、自宅外月額が振り込まれていた場合でも自宅月額に変更されません。(※2)なお、社会的養護を必要とする人を含む独立生計者は、以下のア～オの要件にかかわらず自宅外月額を申請することができます。
- 進学届で「自宅外通学」を選択する場合でも、当初は「自宅通学」の支給月額が振り込まれます(※1)。自宅外月額の振込みは、「自宅外通学」であることの証明書類(アパートの賃貸借契約書のコピー等)を期限までに提出し、不備なく審査終了した後になります。なお、審査終了後の奨学金振込日において「自宅外通学」が認められた月からの差額がまとめて振り込まれます。ただし、定められた期限までに不備のない書類の提出がなく、遅れて審査終了となった場合は、届出月から自宅外月額に変更します。

- ア. 実家(生計維持者いずれの住所)から大学等までの通学距離が片道60キロメートル以上(目安)
- イ. 実家から大学等までの通学時間が片道120分以上(目安)
- ウ. 実家から大学等までの通学費が月1万円以上(目安)
- エ. 実家から大学等までの通学時間が片道90分以上であって、通学時間帯に利用できる交通機関の運行本数が1時間当たり1本以下(目安)
- オ. その他やむを得ない特別な事情により、学業との関連で、実家からの通学が困難である場合

◆「自宅外通学」の条件や証明書類については、JASSOホームページでも併せて確認してください。

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/about/kyufu/zitakugai.html>



(※1) 進学先が定める期限までに「自宅外通学」であることの証明書類等を提出し、かつ、進学届で「自宅外通学」を選択した人は、所定の期限までに JASSO での書類審査が不備なく終了した場合、当初から自宅外月額が振り込まれる場合があります。

(※2) 自宅通学であるにもかかわらず自宅外通学の月額を支給を受けていた場合、自宅通学となった時点でさかのぼって月額を減額するための差額調整を行います。調整により数か月間奨学金の振込みがなくなる場合があるほか、調整ができない場合は返金していただく場合もあります。また、自宅外通学であることを偽ったときは、不正に得た金額の最大1.4倍を返金していただく場合があります。

⚠️ 国費による給付金との併給制限

「一般の課程」、「通信教育課程」のいずれにおいても、あなたが国費による給付金(※)を受けている間は、給付奨学金の支給が止まります。

※国費による給付金とは、教育訓練支援給付金、訓練延長給付、技能習得手当及び寄宿手当、職業訓練受講給付金、高等職業訓練促進給付金、職業転換給付金を指します。詳しくは、文部科学省ホームページ掲載資料(「他法令に基づく同様の支援を受ける場合の給付型奨学金の併給調整について」)を参照してください。



3. 給付奨学金受給中の第一種奨学金の貸与月額

給付奨学金又は高等教育の修学支援新制度による授業料減免（41 ページ）を受ける人が併せて第一種奨学金の貸与を受ける場合、**第一種奨学金の貸与月額が下表のとおり調整されます（これを併給調整といいます）**。

第一種奨学金の月額は、奨学金申込時にあなたが選択することができますが、給付奨学金の支給を受けている期間中は下表のとおり、あなたが選択した月額から調整（減額又は増額）されることとなりますので注意してください。また、給付奨学金が「自宅通学」の月額の場合、第一種奨学金も「自宅通学」の月額になります。

なお、給付奨学金と第一種奨学金を希望して同月に新規採用となる場合や、併給調整後の振込額で精算処理（相殺）ができる場合は、JASSO にて併給調整を行います。精算処理ができない場合（調整後の月額が0円の場合等）は諸規程の定めに基づき貸与終了後の返還と併せて返還していただく場合があります。

通信教育課程、夜間部（昼夜課程を除く）に在籍している人への貸与月額は、下表の金額とは別に定められた金額となります。詳細は、JASSO のホームページに掲載している第一種奨学金の貸与月額表をご覧ください。

https://www.jasso.go.jp/shogakukin/about/taiyo/taiyo_1shu/kingaku/2019ikou.html

貸与月額にかかる機関保証料の目安は、機構ホームページに4月以降掲載予定です。

学校種別・ 給付奨学金の区分		第一種奨学金の貸与月額（調整後）			
		国公立		私立	
		自宅通学	自宅外通学	自宅通学	自宅外通学
高等 専門学校 (昼間部)	第Ⅰ区分	7,900円 (5,600円)	0円	0円	0円
	第Ⅱ区分	20,200円 (20,700円)	15,100円	0円	0円
	第Ⅲ区分	20,000円、32,500円 (20,000円、35,800円)	20,000円 33,000円	24,600円 (28,800円)	26,000円
	第Ⅳ区分	多子世帯	20,000円、35,700円 (20,000円、39,600円)	20,000円 37,500円	20,000円、31,700円 (20,000円、36,600円)
理工農系		併給調整なし (注4)	併給調整なし (注4)	20,000円、33,500円 (20,000円、30,000円、40,500円)	20,000円 30,000円 40,500円
大学 (昼間部)	第Ⅰ区分	0円	0円	0円	0円
	第Ⅱ区分	0円	0円	0円	0円
	第Ⅲ区分	20,300円 (25,000円)	13,800円	21,700円 (20,000円、30,300円)	19,200円
	第Ⅳ区分	多子世帯	26,500円 (20,000円、31,400円)	23,100円	29,800円 (20,000円、38,700円)
理工農系		併給調整なし (注4)	併給調整なし (注4)	20,000円、34,500円 (20,000円、30,000円、44,500円)	20,000円 30,000円 44,500円
短期大学 (昼間部)	第Ⅰ区分	0円	0円	0円	0円
	第Ⅱ区分	3,800円 (7,100円)	0円	0円	0円
	第Ⅲ区分	24,300円 (29,000円)	17,800円	22,900円 (28,500円)	17,400円
	第Ⅳ区分	多子世帯	29,500円 (20,000円、34,400円)	26,100円	20,000円、30,400円 (20,000円、36,300円)
理工農系		併給調整なし (注4)	併給調整なし (注4)	20,000円、30,000円、40,000円 (20,000円、30,000円、47,000円)	20,000円 30,000円 47,000円
専修学校 (専門課程) (昼間部)	第Ⅰ区分	1,900円 (3,800円)	0円	0円	0円
	第Ⅱ区分	16,200円 (19,500円)	0円	0円	0円
	第Ⅲ区分	20,000円、30,500円 (20,000円、35,200円)	24,000円	23,800円 (29,400円)	18,300円
	第Ⅳ区分	多子世帯	20,000円、34,200円 (20,000円、39,100円)	20,000円 30,800円	20,000円、31,100円 (20,000円、37,000円)
理工農系		併給調整なし (注4)	併給調整なし (注4)	20,000円、30,000円、40,700円 (20,000円、30,000円、47,700円)	20,000円 30,000円 47,700円

(注1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による生活保護（扶助の種類を問いません）を受けている生計維持者と同居している人及び社会的養護を必要とする人で児童養護施設等から通学し「自宅通学」扱いの人は、上表のカッコ内の金額となります。なお、社会的養護を必要とする人を含む独立生計者が、居住にかかる費用（家賃）を支払いながら通学している場合は、学校までの通学距離・時間にかかわらず「自宅外通学」の申請ができます。

(注2) 進学後、給付奨学金の手続きで「自宅外通学」を選択する場合、第一種奨学金も当初は自宅月額の振込みとなる場合があります。そのため給付奨学金における「自宅外通学」の書類審査完了までに振り込まれた第一種奨学金の自宅月額は、併給調整後の振込額で精算処理（相殺）ができる場合は、機構にて併給調整を行います。精算処理ができない場合（調整後月額が0円の場合等）は諸規程の定めに基づき、貸与終了後に返還することとなります。

(注3) 第Ⅳ区分については、8ページ参照。

(注4) 併給調整がされない通常の貸与月額については、JASSO ホームページでご確認ください。

https://www.jasso.go.jp/shogakukin/about/taiyo/taiyo_1shu/kingaku/2018ikou.html



I 給付奨学金の制度

⑤奨学金の支給方法

給付奨学生となるあなた本人名義の口座に原則毎月振り込みます。進学までに利用できる振込先の口座を開設しておいてください。

【取扱金融機関】

	利用できる	利用できない
金融機関	日本国内の銀行（ゆうちょ銀行を含む）、信用金庫、労働金庫、信用組合（一部を除く）	農協、信託銀行、外資系銀行、インターネット専門銀行（楽天銀行、住信SBIネット銀行、ソニー銀行、PayPay銀行、auじぶん銀行等）、その他一部の銀行（SBI新生銀行・あおぞら銀行・セブン銀行・イオン銀行等）
口座	本人名義の普通預金（通常貯金）口座	本人以外の名義の口座、貯蓄預金口座、NISA口座、休眠口座

【奨学金振込日】

初回振込日は大学等への進学後で、具体的には「進学届」（39ページ）の提出時期により異なります。

- ・進学前に奨学金が振り込まれることはありません。進学前に必要な資金は別途用意する必要があります。
- ・下表の振込日が土日祝日又は金融機関の休業日のときは前営業日となります。
- ・初回振込日が5月以降となる場合、4月分からその月までの分の奨学金がまとめて振り込まれます。
- ・進学届の提出時期は進学先までご確認ください。

支給月	振込日	支給月	振込日	支給月	振込日
4月分	4月21日	5月分	5月16日	左記以外の月	毎月11日

⚠ 奨学金振込口座について

奨学金振込口座は、あなた（申込者本人）のカナ氏名と口座名義人氏名が同一であることが必要です。奨学金振込口座とスカラネット入力したカナ氏名が一致しているかご確認ください。

給付奨学金に関するよくある質問

- Q1. 学業成績や家計の経済状況に関する基準を満たしていれば必ず給付奨学生に採用されますか。
- A1. 提出書類等の手続きに不備がなく、家計や学業その他の要件を全て満たしていることが確認できれば、給付奨学生の採用候補者となります。給付奨学生採用候補者となった人は、確認大学等に進学して所定の手続きをとることにより給付奨学生として採用されます。
- Q2. 給付奨学生に採用されたら、進学先の学校を卒業するまで、給付奨学金の支給を受けることができますか。
- A2. 給付奨学生に採用された後は、定期的に基準を満たしているか審査（適格認定）を受けることになります。学業に関する適格認定は毎年1回（学年末※）行われます。基準を満たさない場合は支給が止まることになり、やむを得ない理由がなく学業成績が著しく不振な場合などは、支給した金額の返還が必要になることがあります。また、家計基準の適格認定は、毎年審査を受けることになり、結果は10月分の支給から反映されます（39ページ）。
※高等専門学校や短期大学、修業年限が2年以下の専門学校においては年2回（学年の半期ごと）に実施されます。
- Q3. 給付奨学生に採用されたら、自動的に授業料等が免除されますか。
- A3. 給付奨学生として採用された場合は、給付奨学金の対象校として国又は自治体の確認を受けた大学等への進学時に別途申込みを行うことにより、入学金や授業料の減免も受けられます。なお、減免に関する手続きの詳細は、進学先の確認大学等で確認してください（41ページ）。

II 申込内容の確認

①準備

申込みにあてて申請・申告する内容の説明を読みながら確認し、**太枠内の設問に記入・選択**してください。

1. 期限・提出先の確認

予約採用の申込みは、「スカラネット（インターネット）での入力」と「必要書類の提出」により行います。それぞれ、**学校が定めた期限（締切）**までに行わなければなりません。必ず事前にそれぞれの期限について学校に確認し、忘れないよう記入しましょう。また、**学校に提出する書類の提出先**も併せて確認し、記入しておきましょう。



● スカラネット入力期限		月	日
● JASSO へ簡易書留で郵送する書類（マイナンバー提出書）	提出期限	受付番号発行後1週間以内	
● 学校へ提出する書類（マイナンバー <u>以外</u> の書類）	提出期限	月	日
	提出先		

2. ID・パスワードの確認

スカラネットにログインするには、**2組のIDとパスワード**が必要です。

- 「ユーザID」・「パスワード」
・・・**学校から配付**されます（学校ごとに異なります）。
- 「申込ID」・「パスワード」
・・・**「マイナンバー提出書」**に記載されています（提出書ごとに異なります）。



学校から配付される 識別番号	ユーザID																	
	パスワード																	
「マイナンバー提出書」に 記載	申込ID	Y	D	2	4													
	初期パスワード																	
あなたが設定	変更後パスワード																	

! スカラネットにログインして申込内容や選考結果を確認するためには、**申込IDと変更後パスワード**が必要です。メモしておきましょう。万一、忘れてしまった場合にはスカラネットに登録するメールアドレスを使って申込IDやパスワードの確認、パスワード再設定を行うことができます（33ページ）。

3. 受付番号の確認

スカラネットで申込入力が完了すると、**16桁の受付番号が発行**されます。奨学金の申込みにあててあなたを特定する重要な番号になりますので、忘れないようメモしておきましょう。

スカラネット入力完了日																				
受付番号																				

II 申込内容の確認

②あなた自身の情報

●あなた（申込みする学生本人）の氏名・生年月日を記入 

スカラネットに入力した氏名と確認書に記入した氏名が一致しているかご確認ください。（氏名は、住民票に記載されている氏名を記入・入力してください。）

入力内容に誤りがあると結果の通知が大幅に遅れる場合があります。正確に記入・入力してください。

漢字氏名 (5文字まで)	姓													
	名													
カナ氏名 (15文字まで)	姓													
	名													
生年月日	(西暦) 年 月 日													



【重要】氏名の申告について

①カナ氏名に「ヲ」を含む場合

カナ氏名に「ヲ」は使わず、読み方をあらわす「オ」を記入してください。

②氏名が漢字・仮名でない場合

漢字氏名・カナ氏名ともカタカナで記入してください（アルファベット不可）。

③ミドルネームがある場合

ミドルネームとファーストネームをつなげて名の欄に記入してください。

（漢字は姓・名それぞれ5文字まで記入してください。カナは姓・名それぞれ15文字まで、途中で切らずに入るところまで記入してください。）

（例）「奨学 トーマスマイクエル太郎（ショウガク トーマスマイクエルタロウ）」の場合

漢字氏名欄：【姓】奨学 【名】トーマスマ

カナ氏名欄：【姓】ショウガク【名】トーマスマイクエルタロウ

④外国籍の方で通称名にて申し込む場合は、住民票に**通称名が記載されていることを必ず確認**してください（住民票に通称名の記載がない場合、通称名での申込みはできません）。

II 申込内容の確認

②あなた自身の情報（続き）

●あなたの国籍・在留資格等を選択・記入、書類提出  

(1)国籍の選択	<input type="checkbox"/> 日本国	<input type="checkbox"/> 日本国以外
日本国籍以外の方は以下についても申告してください		
(2)在留資格等の選択	(3)選択した在留資格等に応じた申告事項（申込要件）	
<input type="checkbox"/> 永住者 <input type="checkbox"/> 特別永住者		
<input type="checkbox"/> 日本人の配偶者等 <input type="checkbox"/> 永住者の配偶者等	➡ ①在留期限（満了日）	(西暦) 年 月 日
<input type="checkbox"/> 定住者	➡ ①在留期限（満了日）	(西暦) 年 月 日
	➡ ②日本に永住する意思の有無	<input type="checkbox"/> はい（あり） <input type="checkbox"/> いいえ（なし）
<input type="checkbox"/> 家族滞在	➡ ①在留期限（満了日）	(西暦) 年 月 日
	➡ ②大学等卒業後に日本国で就労する意思の有無	<input type="checkbox"/> はい（あり） <input type="checkbox"/> いいえ（なし）
	➡ ③日本国に初めて入国した日	(西暦) 年 月 日
	➡ ④日本国の小学校の卒業有無等	<input type="checkbox"/> 卒業した <input type="checkbox"/> 卒業していない
	➡ ⑤日本国の中学校の卒業有無等	<input type="checkbox"/> 卒業した <input type="checkbox"/> 卒業していない
	小学校名	
	所在地 (都道府県)	都・道 府・県
	中学校名	
	所在地 (都道府県)	都・道 府・県



①在留資格・在留期限は、**在留カード・特別永住者証明書**を見ながら選択・記入してください。

②国籍が日本国以外の方は、選択した**在留資格の証明書類**の提出が必要です。

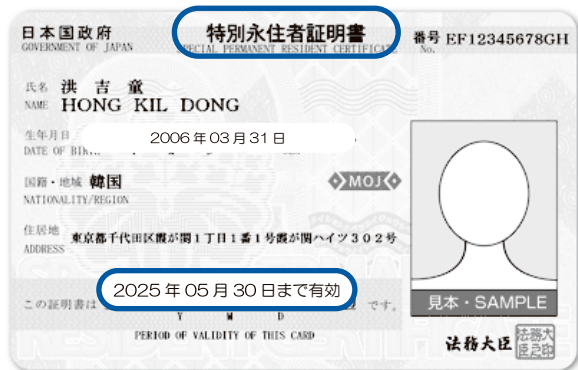
なお、**選択肢にない在留資格の人や、永住の意思がない定住者の人は申込みできません。**

（あなたの在留資格が「留学」や「特定活動」の場合は申込資格がないため採用されません。）

③在留期限がスカラネット入力日より前の人は、**在留資格更新の申請をしたことを示す書類**の提出が必要です。

④在留期限が進学日より前の人は、進学時にも在留資格の証明書類（在留期限が進学日以降のもの）の提出が必要です。進学日までに在留資格更新の申請を行い許可されている必要があります。

更新手続きを忘れると、進学後に奨学金を受けることができません。



II 申込内容の確認

②あなた自身の情報（続き）

●あなたの性別・連絡先を記入 

性別 (任意)	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女 <input type="checkbox"/> 無回答				
現住所	〒		-		都道府県
電話番号	自宅 (固定)	-	-	携帯	-



- ①現住所は、奨学金申込時点で住んでいる住所を記入してください（住民票と一致していなくても構いません）。
 ②提出いただいたマイナンバー（JASSOに簡易書留で直接郵送）に不備があった場合は、スカラネットに登録された現住所宛に簡易書留でお手紙を郵送、又は登録された電話番号にマイナンバー提出専用コールセンター（0570-001-320）からお電話をします。不備の連絡を受取れるよう、間違いなく記入しましょう。

●あなたの在籍（卒業）校を記入 

学校名					
学科	（下の表の中から当てはまるものを記入）				
クラス	年		組	出席番号	
入学年月	（西暦）			年	月



学科について、どの選択肢を記入すればよいか分からない場合は、**学校に確認**してください。

●学科の選択肢

学科	<input type="radio"/> 機械	<input type="radio"/> 電気電子	<input type="radio"/> 情報通信	<input type="radio"/> 生物化学	<input type="radio"/> 土木建築
	<input type="radio"/> 航空	<input type="radio"/> 工業デザイン	<input type="radio"/> 環境システム	建築・環境デザイン	制御 <input type="radio"/> 商船学

●JASSOの奨学金の利用経験を選択・記入 

日本学生支援機構奨学金の利用経験	<input type="checkbox"/> はい（ある）	<input type="checkbox"/> いいえ（ない）
奨学生番号	00・01・02・04・07・ 08・09・11・14・17	



都道府県等、JASSO以外の団体が実施している奨学金は除きます。

II 申込内容の確認

③希望する奨学金

●希望する奨学金の種類  


給付奨学金の申込み	<input type="checkbox"/> 希望します	<input type="checkbox"/> 希望しません
-----------	--------------------------------	---------------------------------

II 申込内容の確認

④世帯の状況

ここからは、あなたとあなたの家族の状況を確認していきます。

まず、あなたが「社会的養護を必要とする人」(1ページ)に当てはまるかどうかを確認します。該当する人は、1人家族(あなた自身が生計維持者)として扱うとともに、証明書類の提出が必要です。

●社会的養護を必要とする人の確認、書類提出  

社会的養護	満18歳となる日の前日時点で(18歳となっていない人は申込時点で)次の施設に入所していた(いる)	
	<input type="checkbox"/> はい(「社会的養護を必要とする人」である) ●	「はい」を選んだ人は、以下の「入所施設等」と「入所年月」も選択します。
	<input type="checkbox"/> いいえ(「社会的養護を必要とする人」ではない)	
入所施設等	<input type="checkbox"/> 児童養護施設入所者等	<input type="checkbox"/> 児童自立支援施設入所者等
	<input type="checkbox"/> 児童心理治療施設入所者等	<input type="checkbox"/> 自立援助ホーム入所者等
	<input type="checkbox"/> 里親に養育されている(いた)	<input type="checkbox"/> ファミリーホームで養育されている(いた)
入所年月	(施設に入所した(里親に育てられた)のはいつからか→) (西暦) 年 月	



児童相談所等に一時保護されていた(いる)人の申告について

児童相談所等に一時保護されていた(いる)人は、「入所施設等：児童養護施設入所者等」を選択してください。



社会的養護を必要とする人に該当する場合は証明書類が必要です

あなたが「社会的養護を必要とする人」に該当する場合(1ページ)には、在籍する児童養護施設等が発行する「在籍証明書」や児童相談所等が発行する「児童(里親)委託証明書」等を提出し、施設等に在籍又は里親に養育されていた(いる)こと、児童相談所等に入所して(養育されてまたは一時保護されて)いた(いる)ことを審査にて確認します。

奨学金申込時点のあなたの年齢によって証明する在籍日等が異なりますので注意してください。

奨学金申込時のあなたの年齢	必要な書類
18歳未満	<u>奨学金申込時点で</u> 児童養護施設等に在籍または里親に養育されていることを確認できる書類(23ページ【F】)
18歳以上	<u>満18歳となる前日時点で</u> 児童養護施設等に在籍または里親に養育されていることを確認できる書類(23ページ【F】)

II 申込内容の確認

④世帯の状況（続き）

●家族分類チェック表の選択・記入

【家族分類チェック表】にあなたの家族（奨学金申込時点で同一生計の人）を記入してください。

記入欄の説明は次のとおりです。

「①続柄」欄	<ul style="list-style-type: none"> 家族の続柄を記入します。続柄は以下から選択して記入してください。 (注1)「本人」、「父」、「母」についてはあらかじめ印字しています。 <table border="1"> <tr> <td>選択肢</td> <td>「父」、「母」、「祖父母」、「おじおば」、 「兄姉」、「弟妹」、「その他」</td> </tr> </table>	選択肢	「父」、「母」、「祖父母」、「おじおば」、 「兄姉」、「弟妹」、「その他」
選択肢	「父」、「母」、「祖父母」、「おじおば」、 「兄姉」、「弟妹」、「その他」		
「②漢字氏名」欄	<ul style="list-style-type: none"> 「父」「母」欄に、それぞれ父母の氏名を記入します。 (注2) 父・母は別居していても原則同一生計と見なします（記入が必要）。 (注3) 父（母）の再婚相手と同居している場合、原則同一生計と見なします（記入が必要）。この場合、続柄は「父」または「母」を選択してください。 (注4) 行方不明、意識不明等の特殊な事情がある場合は同一生計から除外できる場合があります。 父母以外の家族の氏名を記入します。 (注5) 同一生計ではない親族（独立して生活している人（兄姉など））は記入不要です。 		
「③年齢」欄	<ul style="list-style-type: none"> 奨学金申込時点の年齢を記入します。 		



続柄が「本人」「父」「母」以外のあなたと同一生計の家族については、あなた以外に最大13人までスカラネットに入力できます。スカラネットに入力しきれない場合には、学校に相談してください。

【家族分類チェック表】奨学金申込時点であなたと同一生計の家族を記入します。✎

	①続柄	②漢字氏名		③年齢		①続柄	②漢字氏名		③年齢
		姓 (5文字まで)	名 (5文字まで)				姓 (5文字まで)	名 (5文字まで)	
1	本人			9					
②	父			10					
③	母			11					
4				12					
5				13					
6				14					
7				15					
8				16					
↑ 生計維持者となる人の番号に○をつける					↑ 生計維持者となる人の番号に○をつける				

※原則父母2名が生計維持者となるため、あらかじめ○を印字しています。

(注) 父母2名ともいない場合は、あなたの生計を維持している主たる人（1名）が生計維持者となります。（7ページ）

(注) 社会的養護を必要とする人に該当する場合は、あなた自身が生計維持者となります。

II 申込内容の確認

⑤ 生計維持者の情報

● 生計維持者の情報を選択・記入 

17ページの【家族分類チェック表】で確認した「生計維持者」について記入しましょう。入力内容に誤りがあると結果の通知が大幅に遅れる場合があります。正確に記入・入力しましょう。

	生計維持者①		生計維持者②	
続柄（注1）	<input type="checkbox"/> 父 <input type="checkbox"/> 母 <input type="checkbox"/> 祖父 <input type="checkbox"/> 祖母 <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> その他		<input type="checkbox"/> 母 <input type="checkbox"/> 父	
漢字氏名	姓（5文字まで）	名（5文字まで）	姓（5文字まで）	名（5文字まで）
カナ氏名	姓（15文字まで）	名（15文字まで）	姓（15文字まで）	名（15文字まで）
生年月日	（西暦） 年 月 日		（西暦） 年 月 日	
2024年1月1日時点の生活保護の受給（注2）	<input type="checkbox"/> はい（受給していた） <input type="checkbox"/> いいえ（受給していなかった）		<input type="checkbox"/> はい（受給していた） <input type="checkbox"/> いいえ（受給していなかった）	



（注1）続柄は、父・母の2名の組合せ、父または母を1名、父母以外の人を1名のいずれかの選択になります。義父（母）または養父（母）となる場合は、「父（母）」を選択してください。

（注2）2024年1月1日時点で生活保護を受給していた場合、世帯主でなくても生活保護世帯に属していた人は「はい（受給していた）」を選んでください。

（注3）生計維持者の氏名が漢字・カナでない場合やミドルネームがある場合は、13ページの【重要】氏名の申告についてをよく読んで記入してください。

 「生計維持者の情報」に関するよくある不備

※昨年度の予約採用申込みで実際に確認された一例です。

- （例）スカラネットに入力した生計維持者が「マイナンバー提出書」に署名していない

スカラネットの入力内容	「マイナンバー提出書」の記入内容
生計維持者に「父」と「母」の2名を入力	生計維持者欄に「母」1名のみ署名 （「父」の署名がない）

- （例）スカラネットに入力した生年月日と「マイナンバー提出書」に記入された生年月日が異なっている

スカラネットの入力内容	「マイナンバー提出書」の記入内容	説明
生年月日：1976年2月1日	生年月日：1977年2月1日	生年が相違している

- 2024年1月1日時点で生活保護を受給していないが「はい」を選択するケース


→スカラネットの入力内容と提出書類に記入されている氏名等が一致しない場合は、審査が進められない状態となり、正しい情報の確認に時間を要するため選考結果の通知時期が大幅に遅れる場合があります。

不備がある場合には、スカラネットに登録されたあなたの連絡先へお電話又は書面にて正しい情報の確認をさせていただきます。なお、学校を通して連絡することもあります。

期限までに回答が得られない場合には選考に必要な情報が揃わないため、不採用として結果をお知らせする場合がありますので、正しい情報が入力されているか今一度確認しましょう。

II 申込内容の確認

⑤ 生計維持者の情報（続き）

● 2023年12月31日時点で生計維持者の扶養する「子ども」の人数 

2023年12月31日時点で生計維持者の扶養する「子ども」の人数

人

ここで申告した「子ども」の人数は、JASSOがマイナンバーで確認する生計維持者（原則父母）の住民税情報における扶養親族の人数と比較して、**あなたの世帯が多子世帯に該当するかどうかの判定に使用**します。

ここで申告いただく「子ども」とは、生計維持者の2023年12月31日時点の扶養親族（※1）のうち、次の（1）・（2）の両方の条件を満たす方が当てはまります。

（1）生計維持者が令和5年（2023年）分の年末調整等で申告した扶養親族（※1）であること

（2）生計維持者の尊属（注）でないこと、及び扶養している生計維持者より年長でないこと

注：尊属とは、父母、祖父母、伯父伯母など、その人よりも上の世代の親族のことです。

【モデルケース（下線部が申告対象となる「子ども」です）】

世帯状況	申告する「子ども」の数
父、母、 <u>あなた</u>	1人
父、母、 <u>あなた</u> 、 <u>中学生の弟</u>	2人
父、母、 <u>あなた</u> 、 <u>中学生の弟</u> 、 <u>小学生の妹</u>	3人
父、母、 <u>大学生の姉（※2）</u> 、 <u>あなた</u> 、 <u>高校生の弟</u>	3人
父、母、 <u>あなた</u> 、 <u>中学生の妹</u> 、2024年2月に生まれた弟	2人
母、 <u>あなた</u> 、 <u>中学生の弟</u>	2人

※1 生計維持者が税の年末調整、確定申告又は住民税申告で2023年の12月31日時点で扶養している親族として申告し、対象となった方をいいます（扶養親族になるには、年齢や学生であるかどうかは関係しません）。なお、税法上の控除額がない16歳未満の者も扶養親族に含まれます。

※2 2024年4月に就職して独立したきょうだいについても、2023年12月31日時点で生計維持者の扶養親族だったのであれば「子ども」に該当するため、申告の対象です。

● 資産の申告 

あなた（申込者）と生計維持者の資産を記入しましょう（1万円未満は切り捨て）。

あなた	生計維持者①	生計維持者②	合計
万円	万円	万円	万円

申告の対象となる資産の範囲は次のとおりです。

● 資産の対象となるもの

- ・現金やこれに準ずるもの（退職金含む。投資信託、投資資産として保有する金・銀等）
- ・預貯金（普通預金、定期預金）、有価証券（株式、国債、社債、地方債等）
※有価証券や投資信託は時価で換算してください。
- ・満期や解約により現金化した保険

● 資産の対象とならないもの

- ・土地、建物等の不動産
- ・住宅ローン等の負債との相殺
- ・満期、解約前の保険の掛け金
- ・貯蓄型生命保険や学資保険

II 申込内容の確認

⑤ 生計維持者の情報（続き）

● 生計維持者が1人となる理由（生計維持者が父・母2名でない人のみ選択）



生計維持者が1人であると申告した人は、その理由についても申告が必要です。

※社会的養護を必要とする人（1ページ）については選択不要です。

※JASSOでの審査に疑義が生じた場合、理由を証明する書類の提出を求める場合があります。

申告した生計維持者	生計維持者が1人である理由
父1名または母1名	<input type="checkbox"/> 奨学金申込時点にて、父又は母と死別していた。 <input type="checkbox"/> 奨学金申込時点にて、父母の離婚等（※）により、父母いずれかとわたし（本人）は別生計だった。（※離婚調停中、DVによる別居中、未婚の場合なども含みます。） <input type="checkbox"/> 奨学金申込時点にて、父又は母が、生死不明、意識不明、精神疾患等のため、意思疎通ができない状況だった。 <input type="checkbox"/> 奨学金申込時点にて、わたし（本人）が生計維持者としていない父母いずれかからのDV・虐待を受け、生計維持者のもとに避難している。
父・母以外の親族等	<input type="checkbox"/> 奨学金申込時点にて、両親（父母）と死別していた。 <input type="checkbox"/> 奨学金申込時点にて、両親（父母）が生死不明、意識不明、精神疾患等のため、意思疎通ができない状況だった。 <input type="checkbox"/> 奨学金申込時点にて、わたし（本人）は結婚しており、両親ではなく、生計維持者欄に記載した配偶者に扶養されていた（納税手続きにおいて、わたしの夫（妻）の扶養に入っていた）。 <input type="checkbox"/> 奨学金申込時点にて、わたし（本人）が父母（父母のうち一方と離別・死別している場合には、もう一方）からDV・虐待を受け、生計維持者のもとに避難している。
あなた自身 （独立生計者）	<input type="checkbox"/> 奨学金申込時点にて、両親（父母）と死別又は両親（父母）が生死不明、意識不明、精神疾患等のため、意思疎通ができない状況であり、祖父母や叔父・叔母等の親族から経済的支援を受けていない状況だった。 <input type="checkbox"/> 奨学金申込時点にて、父母・祖父母ともに死別又は両親（父母）が生死不明、意識不明、精神疾患等のため、意思疎通ができない状況であり、兄弟姉妹は就学中もしくは病気などの理由で働くことができない状況だった。 <input type="checkbox"/> 奨学金申込時点にて、わたし（本人）は結婚しており、配偶者等を扶養していた。 <input type="checkbox"/> 奨学金申込時点にて、わたし（本人）が父母（父母のうち一方と離別・死別している場合には、もう一方）からDV・虐待を受けて避難していて、祖父母や叔父・叔母等の親族から経済的支援を受けていない。



- ・父母が健在であれば**専業主婦（夫）の場合でも、父母2名を生計維持者として申告が必要**です。
- ・後日申告漏れが発覚し生計維持者を追加することになる場合は、**結果の通知が大幅に遅れる場合があります**。

II 申込内容の確認

⑥ 奨学金振込口座情報

● 公金受取口座の利用



預貯金口座の情報をマイナンバーとともに事前に国（デジタル庁）に登録している人は、公金受取口座を奨学金の振込先に指定することができます。

公金受取口座の利用

 希望します 希望しません


「希望します」を選択した場合、原則としてあなたが事前に登録した公金受取口座が奨学金の振込先になります。

公金受取口座を利用できない場合は、「進学届」の提出時に口座情報を入力する必要があります。

※公金受取口座の詳細については、デジタル庁ホームページをご確認ください。



III 必要書類の準備

①必要書類一覧

第III章では申込みに必要な書類を説明します。あなたの希望する奨学金の種類や申告内容によって提出する書類が異なりますので、**必要書類について、よく確認してください。**

第II章「申込内容の確認」のページで選択した状況等により、必要な書類の記号を確認しましょう。**必要となる書類が提出されていない場合、結果の通知時期が大幅に遅れる場合があります。** 

提出先	記号	提出が必要な人	提出する証明書類	説明ページ
JASSO	A	全員	マイナンバー提出書	22 ページ
	B	全員	番号確認書類	22 ページ
	C	全員	身元確認書類	22 ページ
学校	D	全員	給付奨学金確認書【様式①】	23 ページ
	E	申込者本人の国籍が「日本国以外」の人	在留資格の証明書類	23 ページ
	F	社会的養護を必要とする人	施設等の在籍証明書等	23 ページ
	G	マイナンバーや番号確認書類を提出できない人	マイナンバー代用書類提出台紙【様式②】、マイナンバー代用書類	24 ページ
	H	2024年1月1日時点で海外居住していた申込者や生計維持者がいる世帯	年収等の実績計算書【様式③】、収入証明書等	24 ページ
	I		海外居住者のための収入等申告書	24 ページ

【注意】**マイナンバー関係書類（22ページ【A】、【B】、【C】）**は、専用の水色の封筒（あらかじめ宛名が印刷されている封筒）に入れて簡易書留で**直接 JASSO へ郵送**してください。

III 必要書類の準備

①必要書類一覧（続き）

実際に準備する証明書類や様式の名称と、準備する際の注意事項が記載されています。
注意事項を確認してから、書類を準備しましょう。

	記号	提出する証明書類	コピーの提出	発行元	注意事項
マイナンバー関係書類	A	「マイナンバー提出書」	不可	申込者及び 生計維持者が作成	<ul style="list-style-type: none"> 「マイナンバー提出書」に印字されている「申込ID」及び「初期パスワード」はスカラネット入力を行う際に必要です。必ずスカラネット入力が完了してから、簡易書留で郵送してください。 スカラネットログイン時に使用した「申込ID」が記載された「マイナンバー提出書」を提出してください。 <p>! 万が一、スカラネット入力に使用した申込IDの「マイナンバー提出書」をなくした場合は、申込者本人からマイナンバー提出専用コールセンター（0570-001-320）に電話をして再発行を依頼してください。別の「申込ID」が印字された「マイナンバー提出書」を提出した場合は不備となり、再提出が必要になります。</p> <ul style="list-style-type: none"> 申込者（あなた）と生計維持者の自署が必要です。 <p>海外居住のためマイナンバーの交付を受けていない場合や、事情があってマイナンバーの提出ができない場合でも「マイナンバー提出書」の提出は必要です。加えて、マイナンバーに代わる書類の提出が必要です。詳細は、26ページ～29ページを参照してください。</p> <p>（注）「マイナンバー提出書」の提出がない（もしくは提出された書類の不備が解消しなかった）場合、不採用となる場合があります。</p>
	B	番号確認書類	可	市区町村	<ul style="list-style-type: none"> 申込者（あなた）自身と、すべての生計維持者の分を提出する必要があります。 番号確認書類として認められる証明書については、「マイナンバー提出書」のセット（水色の封筒）の中に同封されている「【重要】マイナンバー（個人番号）の提出方法」を確認してください。
	C	身元確認書類	可	官公署・ 学校等	<ul style="list-style-type: none"> 申込者（あなた）の分のみ提出してください。 身元確認書類として認められる証明書については、「マイナンバー提出書」のセット（水色の封筒）の中に同封されている「【重要】マイナンバー（個人番号）の提出方法」を確認してください。



マイナンバー関係書類は水色の提出用封筒（あらかじめ宛名が印刷されている封筒）に入れて、簡易書留で直接 JASSO へ郵送してください。

III 必要書類の準備

①必要書類一覧（続き）

	記号	提出する証明書類	コピーの提出	発行元	注意事項
書類 申込みに関する	D	「給付奨学金確認書」 【様式①】	不可 (注)	申込者が作成	<ul style="list-style-type: none"> 全員提出が必要です。 確認書に書かれていることをよく読み、記入例を確認しながら署名をします。 ※「マイナンバー提出書」(A)と確認書(D)の氏名や生年月日に相違がある場合、確認の連絡をする場合があります。
「日本国以外」の人の書類 申込者本人の国籍が	E	いずれか1点 特別永住者証明書	可	出入国在留管理庁	<ul style="list-style-type: none"> 在留資格、在留期限が明記されているものが必須です。 (「永住者」「特別永住者」「日本人の配偶者等」「永住者の配偶者等」「定住者」「家族滞在」以外の方は申し込むことができません。) ※<u>証明書に記載の在留期限がスカラネット入力日より前の場合は</u>、在留期間更新の申請をしたことを示す書類も併せて提出する必要があります。
		在留カード	可	出入国在留管理庁	
		住民票の写し	不可	市区町村	
		【在留資格が家族滞在の人】 出入国記録 ※後日提出可	不可	出入国在留管理庁	<ul style="list-style-type: none"> JASSOでの審査において在留資格が「家族滞在」であることを確認した場合、後日、出入国在留管理庁が発行する「出入国記録」の提出を依頼します。 ※発行までに時間を要するため、対象となる「家族滞在」の人は早めに出入国在留管理庁へ開示請求を行い、JASSOから提出依頼があった際に、すぐに提出できるようにしておきましょう。
必要とする人の書類 社会的養護を	F	いずれか1点 在籍証明書	可	在籍施設	<ul style="list-style-type: none"> 在籍証明書について様式は問いませんが、在籍施設が発行する以下3点に分かる証明書 <ol style="list-style-type: none"> ①申込者の氏名 ②証明書の発行日 ③在籍期間(例：2023年1月1日～在籍中) ※里親に養育されている場合 <ul style="list-style-type: none"> ・養育期間が記載されており、申込時点で養育されていることが分かる証明書 ※一時保護されている(いた)場合 <ul style="list-style-type: none"> ・申込時点で18歳以上の人は18歳となる日の前日時点で(申込時点で18歳未満の人は申込時点で)一時保護されていたことがわかる<u>児童相談所が発行した書類</u>
児童(里親)委託証明書		可	児童相談所		
一時保護決定通知書		可	児童相談所		

(注)「給付奨学金確認書【様式①】」は、様式を両面コピーして使用いただくことはできますが、署名後にコピーしたものを提出した場合は不備となり再提出が必要となります。必ず原本を提出してください。

III 必要書類の準備

①必要書類一覧（続き）

	記号	提出する証明書類	コピーの提出	発行元	注意事項
マイナンバー代用書類	G	「マイナンバー代用書類提出台紙」【様式②】	可	申込者 もしくは 生計維持者が作成	<ul style="list-style-type: none"> 申込者や生計維持者が海外居住のためマイナンバーの交付を受けていない場合や、事情があってマイナンバーを提出できない場合に使用する台紙です。 ※マイナンバー代用書類の詳細は、26ページを確認してください。
	H	「年収等の実績計算書」【様式③】	可	申込者 もしくは 生計維持者が作成	<ul style="list-style-type: none"> 申込者や生計維持者が2024年1月1日時点で日本国内に住民登録がないため日本国内で課税されていない場合に必要書類です。 27～29ページに沿って手続きを進めてください。
	I	「海外居住者のための収入等申告書」【JASSOホームページ掲載の専用ツールで作成】	可	申込者 もしくは 生計維持者が作成	<ul style="list-style-type: none"> 申込者や生計維持者が2024年1月1日時点で日本国内に住民登録がないため日本国内で課税されていない場合に必要書類です。 ※この様式には添付が必要な書類がありません。 詳細は、27～29ページに沿って手続きを進めてください。



- ①一度提出された書類はいかなる理由があっても返却できません。「コピー可」と書かれている書類はコピーを提出してください。
- ②スカラネットでの申告内容に応じて提出された書類を審査しますが、書類が不足している場合、JASSOでの審査において書類の内容や申込内容に疑義が生じた場合は、学校を通じて照会させていただく場合があります。この場合、選考結果の通知時期が大幅に遅れる可能性がありますので、あらかじめご了承ください。
- ③マイナンバーを提出できない場合は、給付奨学生として採用された後も、毎年収入・所得に関する書類の提出が必要です。

III 必要書類の準備

①必要書類一覧（続き）

給付奨学金確認書【様式①】の記入例



「給付奨学金確認書」（以下、「確認書」）は、奨学金を申し込むにあたり奨学金の制度・手続き等に関する定めに従うことについて確認、同意を確約する重要な書類です。

また、確認書の裏面は本冊子に記載されている内容です。本冊子をよく読んで理解したうえで、確認書を記入しましょう。



作成上の注意点

次の注意点をよく読んで作成してください。

なお、提出された確認書に不備があった場合、作成し直して再度提出していただきます。

- ① キリトリ線で切り取る際に裏面の約款が欠けてしまわないよう注意してください。
- ② 様式をコピーして使用する場合は、両面コピーしたものを使用してください。
- ③ 黒又は青の消せないボールペンで記入してください。
- ④ 住所は省略せずに記入してください（住民票に関わらず、現在住んでいる住所を記入）。
- ⑤ 署名は、住民票に記載された表記で、判読できるよう丁寧にこなしてください。
- ⑥ 記入を誤った場合は、二重線で消し余白に正しく書き直してください。訂正印は不要です。

なお、修正液や修正テープを使用しないでください。

記入例

受付番号										記入年月日（西暦）													
1	2	3	4	5	6	7	8	-	1	0	1	-	0	0	0	0	1	2024	年	5	月	1	日

受付番号はスカラネットによる申込入力完了後に表示されます。必ず記入してください。

※受付番号はスカラネットによる申込入力完了後に発行される番号です。必ず記入してください。

申込者（学生）	学校名		学年	組	出席番号	
	日本学生高等専門学校		3	A	6	
	フリガナ	ショウガク マナブ				
	氏名	(自署) 奨学 まなぶ				
	生年月日	(西暦) 2006 年 4 月 30 日			性別(任意)	<input checked="" type="radio"/> 男 <input type="radio"/> 女
	現住所	〒123-4567 東京都新宿区1-1-92		電話番号	080-0000-0000	
	国籍等 【該当を○で囲む】	<input checked="" type="radio"/> 日本国籍 <input type="radio"/> 日本国籍以外 <small>「日本国籍以外」を選択した人は該当する在留資格等を○で囲んでください</small>				
		<small>①法定特別永住者・②永住者 ③日本人の配偶者等・④永住者の配偶者等・⑤定住者(永住の意思がある者に限る)・⑥家族滞在</small>				
		※③～⑥の該当者は在留期限(在留期間の満了日)を記入(年 月)				

あなたの国籍を選択します。日本国籍以外の場合は、在留資格・在留期限等を選択・記入してください

生計維持者	1	申込者との続柄	父	フリガナ	ショウガク カズミ	氏名	奨学 和美	フリガナ	ショウガク イチロウ	氏名	奨学 一郎
		生年月日	(西暦) 1970 年 5 月 3 日								
		現住所	〒123-4567 ※「同上」などで省略不可 東京都新宿区1-1-92		電話番号	090-0000-0000					
	2	申込者との続柄	母	フリガナ	ショウガク カズミ		氏名	奨学 和美			
生年月日		(西暦) 1973 年 2 月 11 日									
現住所		〒123-4567 ※「同上」などで省略不可 東京都新宿区1-1-92		電話番号	070-0000-0000						
本人と生計維持者の資産の合計額		2,000万円未満(生計維持者が1人の場合は1,250万円未満)									

記入を誤った場合は二重線で消し余白に正しく書き直してください(訂正印不要)。

本人および生計維持者の資産合計額が基準内であること(本冊子6ページ参照)を確認したうえで確認書を提出してください。

III 必要書類の準備

③マイナンバーを提出できない場合

マイナンバーを提出できない場合、マイナンバーで取得する情報の代わりとなる証明書類を提出する必要があります。

1. マイナンバーを提出できない人とは

- マイナンバー制度開始時点から日本国外に居住しているためマイナンバー自体が発行されていない人
- 病気等のためマイナンバー提出書に署名することができない人

? マイナンバー提出に関するよくある質問

- Q. 日本国内に住民登録されています。マイナンバーカードをまだ作成していないのですが、奨学金に申し込むことはできますか。
- A. マイナンバーカードを持っていない人でも、マイナンバー自体が発行されていれば、市区町村の窓口で**マイナンバーが記載された「住民票の写し」**を取得し、それを番号確認書類とすることができます。詳しくは「マイナンバー提出書」のセット」に同封されている「**【重要】マイナンバー（個人番号）の提出方法**」を確認してください。

2. マイナンバーを提出できない人が提出する書類



①マイナンバー関係書類【JASSOに直接郵送】

提出先	書類名	説明
JASSO	マイナンバー提出書 (必ず原本)	水色の封筒「マイナンバー提出書」のセット」に入っている書類です。提出できない生計維持者がいる場合は、あなた（申込者本人）がその人の氏名、生年月日等を記入し、その人のマイナンバー欄には「〇〇（提出できない理由）のため提出できません」と記入してください。マイナンバーを提出できる生計維持者には、その人自身に自署及び必要項目の記入をお願いし、番号確認書類を受け取ってください。
	あなたの「住民票の写し」(コピー可)	あなた（申込者本人）が提出できない場合のみ、「マイナンバー提出書」と一緒にあなた（申込者本人）の「住民票の写し」をJASSOへ提出してください。

②マイナンバーに代わる提出書類【学校に提出】(マイナンバーを提出できない人の分のみ)

提出先	提出が必要な人	必要な書類
学校	マイナンバーを提出できない人 全員	<p>「マイナンバー代用書類 提出台紙」【様式②】</p> <p>「令和6年度 課税（所得）証明書」または「令和6年度 非課税証明書」</p> <p>※以下の項目の記載があるもの</p> <p>① 課税標準額 ② 調整控除額 ③ 税額調整額 ④ 扶養親族数 ⑤ 控除等に係る本人該当区分 ⑥ 合計所得金額 ⑦ 総所得金額等 ⑧ 税額控除前所得割額</p> <p>海外居住等により「課税（所得）証明書」や「非課税証明書」を取得できない場合</p> <p>※2024年1月1日時点で日本国内に住民登録がない方は、課税証明書等は取得できないため、代わりに、収入等に関する追加書類（27～29ページ）を提出してください。</p>
	生活保護受給者	<p>「生活保護受給証明書」</p> <p>※2024年1月1日時点で受給していたことがわかるもの</p>



- ・いずれもコピーでの提出が可能です。
- ・「令和6年度 課税（所得）証明書」または「令和6年度 非課税証明書」及び「生活保護受給証明書」は、お住まいの市区町村より発行を受けてください。
- ・JASSOへマイナンバーを提出した人であっても、提出されたマイナンバーで必要な情報を確認できなかった場合には、後日、上記書類について提出を求める場合があります。

III 必要書類の準備

④ 申込者や生計維持者が海外居住の場合

2024年1月1日時点で日本国内に住民票がないため日本国内で住民税が課税されていない場合、マイナンバーで必要な情報が取得できません。この場合は、追加で必要な提出書類があります。

1. 該当する人

2024年1月1日時点で日本国内に住民登録が無かった申込者及び生計維持者



- ①奨学金申込時点で日本へ帰国している場合でも、2024年1月1日時点で日本国内に住民登録が無かった場合は該当します。「2.必要な提出書類」を確認のうえ、書類を提出してください。
- ②2024年1月2日以降に日本から出国した場合など、奨学金申込時点で日本国内に住民票が無くても、2024年1月1日時点で日本国内に住民登録があった場合は該当しません。

2. 必要な提出書類

提出先	提出する証明書	説明
JASSOに 簡易書留で 直接郵送	マイナンバー関係書類	海外に居住している場合でも、「マイナンバー提出書」に自署することができ、必要な書類が用意できる人は、マイナンバーを提出してください（22ページ【A】・【B】・【C】）。 マイナンバーを提出できない場合 海外居住等のためマイナンバーを提出できない人は、「マイナンバー提出書」のマイナンバー欄に「海外居住のため提出できません」と記入し（※）、申込者本人及び国内にいる生計維持者はマイナンバーを提出します。 ※提出できない人の欄はあなた（申込者本人）が記入してください。 ※マイナンバーを提出できない場合の必要書類は、26ページのとおりです。 ただし、課税（所得）証明書については、2024年1月1日時点で日本国内に居住していなかった（日本国内に住民票がなかった）場合は取得できませんので、代わりに、「収入等に関する追加書類」の提出書類が必要です。
	学校に提出 （①～③をすべて提出）	<p>①「年収等の実績計算書」【様式③】</p> <p>②あなた（申込者本人）及びすべての生計維持者の収入等の証明書類</p> <p>③「海外居住者のための収入等申告書」</p>

「海外居住者のための収入基準額算出ツール兼申告書」(Excel)

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/moshikomi/yoyaku/mynumber/kaigaikyoku.html>

※このツールには個人情報を入力します。共用のパソコン等でツールを使用する場合は、使用後のツールを共用のパソコン等に残さないよう取扱いには十分ご注意ください。



III 必要書類の準備 ④申込者や生計維持者が海外居住の場合（続き）

●年収等の実績計算書【様式③】の記入について

記入方法（記入例も併せて確認してください）

(1)「収入分類」欄にあてはまるもの1つに✓をつけてください。また、給与収入の場合には賞与の有無に○をつけてください。

※「給与・年金以外の所得」には、事業所得、不動産所得、譲渡所得、配当所得等が該当します。

(2)「会社名」欄に、(3)収入月において勤務していた（事業を営んでいた）会社名等を記入してください。就労していない等により無収入であった場合は「無収入」と記入してください。

(3)「収入月」欄には(1)の収入があった月、又は無収入であった月に○をつけてください。○をつけた期間の証明書類をすべて提出してください。（外国語の書類の場合には簡単な日本語訳をつけてください）

・給与→2023年1月～12月まで（準備できない場合は2023年10月～12月まで）の給与明細書又は勤務先が発行する2023年の年収証明書 等（年収証明書を提出する場合は、みなし金額ではなく実際に支払いを受けた金額の証明が必要です）

・年金→2023年の1年間の受給金額がわかる通知書 等（年金証書等月額が分かるもの）

・給与・年金以外の所得→2023年1月～12月まで（準備できない場合は2023年10月～12月まで）の帳簿 等

・無収入→居住国の公的機関が発行する2023年の1年間の無収入証明書 等

※無収入である期間が1年未満の場合は、月単位で無収入と分かる証明書が必要です。

※無収入の場合で無収入であることの証明ができない場合は申し込むことができません。

(4)「金額」欄に合計額を記入し、現地の通貨単位を記入してください。

・給与収入・・・給与支払額（税の控除前）の合計を記入（賞与を含む）

・年金収入・・・年金支給額の合計を記入

・給与・年金以外の所得・・・所得（＝売上－経費）の合計を記入

記入例

①2023年1月～12月・・・株式会社〇〇自動車より日本円での給与収入があった

②2023年10月～12月・・・〇〇Motor Co.LtdよりUSドルでの給与収入があった

①	(1) 収入分類 ※該当に✓	<input checked="" type="checkbox"/> 給与収入（賞与 有 ・無） <input type="checkbox"/> 年金収入 <input type="checkbox"/> 給与・年金以外の所得 <input type="checkbox"/> 無収入	(3) 収入月 ※（1）で選択した収入項目の該当月を○で囲む 2023年 1月 2月 3月 4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月
	(2) 会社名等	株式会社〇〇自動車	(4) 金額 8,512,448（通貨単位：日本円）
②	(1) 収入分類 ※該当に✓	<input checked="" type="checkbox"/> 給与収入（賞与 有 ・無） <input type="checkbox"/> 年金収入 <input type="checkbox"/> 給与・年金以外の所得 <input type="checkbox"/> 無収入	(3) 収入月 ※（1）で選択した収入項目の該当月を○で囲む 2023年 1月 2月 3月 4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月
	(2) 会社名等	〇〇 Motor Co.Ltd	(4) 金額 20,000（通貨単位：USD）

収入月に「○」を記入

※給与収入に関する証明書類として、①・②それぞれについて「会社が発行する年収証明書」又は「○」を記入した収入月の給与明細書のコピー」の提出が必要です。

! 以下のような場合は各月の収入状況が確認できないため不備となります。

①	(1) 収入分類 ※該当に✓	<input checked="" type="checkbox"/> 給与収入（賞与 有 ・無） <input type="checkbox"/> 年金収入 <input type="checkbox"/> 給与・年金以外の所得 <input type="checkbox"/> 無収入	(3) 収入月 ※（1）で選択した収入項目の該当月を○で囲む 2023年 1月 2月 3月 4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月
	(2) 会社名等	株式会社〇〇自動車	(4) 金額 8,512,448（通貨単位：日本円）
②	(1) 収入分類 ※該当に✓	<input type="checkbox"/> 給与収入（賞与 有 ・無） <input type="checkbox"/> 年金収入 <input type="checkbox"/> 給与・年金以外の所得 <input type="checkbox"/> 無収入	(3) 収入月 ※（1）で選択した収入項目の該当月を○で囲む 2023年 1月 2月 3月 4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月
	(2) 会社名等		(4) 金額 （通貨単位：）

給与収入の場合、「賞与の有無」を選択していない

1月～9月の各月の収入状況が空白となっており、空白となっている月の収入状況を確認できない。

III 必要書類の準備

④ 申込者や生計維持者が海外居住の場合（続き）

収入等の証明書類（海外居住者）



証明書類	必要書類の詳細	
	2024年1月1日時点で日本国内に住民票がなかった人	左記に該当しない人 (国内居住の申込者本人・生計維持者)
2023年 (1月～12月) の 収入等の 証明書類	<p>2023年（1月～12月）の収入等として該当するいずれかの証明書類（コピー可）の提出が必要です。 （複数該当する場合はすべて） ※いずれも日本語訳を付記してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・給与収入があった場合 2023年1月～12月まで（準備できない場合は2023年10月～12月まで）の給与明細書もしくは事業所発行の年収証明書 ※年収証明書は、みなし金額ではなく実際に支払いを受けた金額の証明が必要です。 ・公的年金等の収入があった場合 2023年の1年間の受給金額がわかる通知書等（年金証書等月額が分かるもの） ・給与・年金以外の所得があった場合 2023年1月～12月まで（準備できない場合は2023年10月～12月まで）の帳簿 ・無収入だった場合 居住国の公共機関が発行する2023年の1年間の無収入の証明書 （無収入である期間が1年未満の場合は、月単位で無収入と分かる証明書） 	<p>「令和6年度 課税（所得）証明書」または「令和6年度 非課税証明書」 ※以下の項目の記載が必要です。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①給与収入額（給与所得がある場合） ②所得の内訳ごとの金額（給与以外の所得がある場合） ③無収入の場合は合計所得金額（0円）
扶養等の 証明書類	<ul style="list-style-type: none"> ・戸籍謄本（海外で発行を受けた同様の証明書でも可）や、世帯構成等が分かる住民票の写し等 ※世帯構成（生計維持者との続柄等関係）及び世帯構成員の居住地を明らかにするもの ・ひとり親世帯に該当する場合は、ひとり親世帯の証明となる戸籍謄本等（婚姻暦がわかるもの） 	
障がい者控除 の証明書類	（該当する人がいる場合のみ） 障害者手帳 のコピー等	



- ① 海外で収入を得ている場合は 2023年1月～12月の収入証明書類の提出が必要です。
- ② 「給与収入」及び「年金収入」は、それぞれ額面の収入金額（控除前の金額）です。
「給与・年金以外の所得」は、売上等から経費を差し引いた所得金額です。
- ③ 無収入の場合は、居住国の公共機関が発行する無収入証明書の提出が必要です。無収入であることが分かる証明書類の提出ができない場合は、奨学金に申し込みません。
- ④ 扶養等の証明書類や障がい者控除の証明書類の添付が確認できない場合は、申告にかかわらず、該当者がいないものとして取り扱います。
- ⑤ 扶養等の証明書類や障がい者控除の証明書類につきましては、2023年12月31日時点の状況が反映されたものを提出してください。

IV スカラネット入力

入力・送信の流れと注意点

申込内容と必要書類の確認が終わった人は、スカラネットにログインし、本冊子の13ページ～20ページにあらかじめ記入した内容を見ながら入力を進めてください。16桁の受付番号が表示されたら入力完了です。

1. 入力前の準備

次の準備ができているか確認しましょう。

チェック	確認事項
<input type="checkbox"/>	(1) メールアドレスの準備 <ul style="list-style-type: none"> 利用可能なメールアドレスを準備しましたか。 初回ログイン時には jsas@ses.jasso.go.jp より認証コードをメール送信します。受信できるようメールアプリ等の設定を確認してください。
<input type="checkbox"/>	(2) 入力内容の確認 <ul style="list-style-type: none"> 本冊子の13ページ～20ページに申込内容の下書きを行いましたか。
<input type="checkbox"/>	(3) マイナンバー提出の準備 <ul style="list-style-type: none"> スカラネット入力完了後1週間以内にマイナンバー関係書類をJASSOへ提出します。必要な書類を準備しましたか。

2. 受付時間と動作環境

- 受付時間 **8：00～25：00**（24：00～25：00は翌日受付扱い）
（最終締切日の受付時間は8：00～24：00）
- 動作環境 **PC・スマートフォン・タブレットのいずれからも入力が可能です。**
 OS : Microsoft Windows 10、11
 iOS 13以上、iPadOS 13以上、Android 8.0以上
 ブラウザ： Microsoft Edge、Mobile Safari、Android用モバイル版Google Chrome
 ※iOS及びiPadOSはSafari、AndroidはGoogle Chromeにのみ対応しています。
 ※推奨する詳細な製品名等は、スカラネットのトップページを参照してください。
- 対応文字 Windows-31J（JIS第一・第二水準を含む）の文字が入力できます。
 ※エラーになった場合は、**通用字体に替えて（通用字体が無い場合はひらがなで）入力**してください。



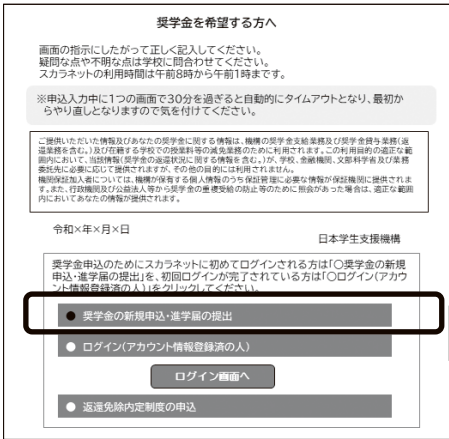
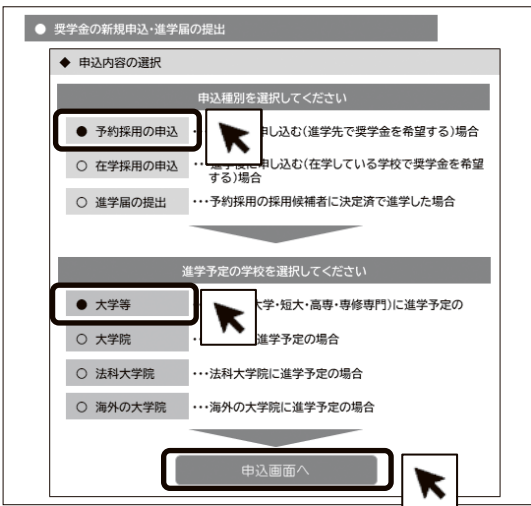
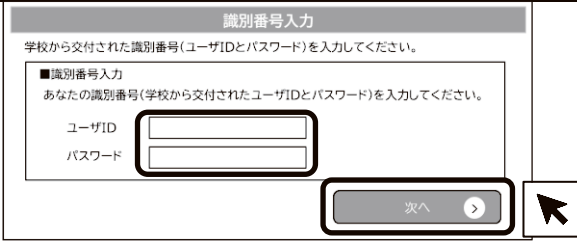
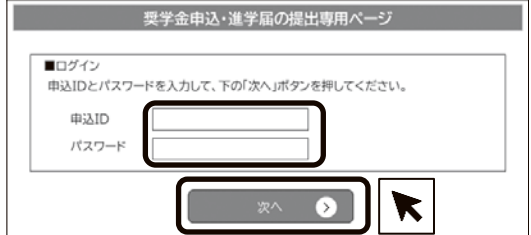
IV スカラネット入力 入力・送信の流れと注意点（続き）

3. ログイン（アカウント情報の登録）

(1) はじめてスカラネットへログインする場合（アカウント情報の登録）

はじめてスカラネットにログインする場合は、**最初にアカウント情報の登録**を行います。



●はじめてスカラネットへログインする場合（アカウント情報の登録）	
①	<p>スカラネットにアクセスします。</p> <p>次の URL 又は二次元コードにてスカラネットのログインページへアクセスしてください</p> <p>https://www.sas.jasso.go.jp/scholarnet/</p> 
②	<p>「奨学金の新規申込・進学届の提出」をクリック  します。</p> 
③	<p>「◆申込内容の選択」の下にメニューが表示されます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「申込種別を選択してください」にて「予約採用の申込」をクリックします。 ・次に「進学予定の学校を選択してください」にて「大学等」をクリックします。 ・最後に「申込画面へ」をクリックします。 
④	<p>「識別番号入力」画面が表示されたら、学校から渡された識別番号とパスワードを入力し、「次へ」をクリックします。</p> 
⑤	<p>「奨学金申込・進学届の提出専用ページ」画面が表示されたら、マイナンバー提出書に記載されている申込IDと初期パスワードを入力し、「次へ」をクリックします。</p> 

●はじめてスカラネットへログインする場合（アカウント情報の登録）

⑥ あなたのメールアドレスと新しいパスワードを入力したら、「送信」をクリックします。

登録したメールアドレス宛に「認証コード」が送信されます。

※あなたが設定したパスワードは忘れないように、必ず 12 ページにメモしておきましょう。

●登録するメールアドレスについて

- ・申込IDやパスワードを忘れた場合の、申込IDの通知やパスワード初期化の認証に使用されます。
- ・「送信」をクリックすると入力したメールアドレスに認証コードが送信されます。迷惑メール設定をしている場合は認証メールが届かない可能性があります。jsas@ses.jasso.go.jpからのメールを受信できるようにしてください。

●パスワードの管理について

- ・第三者に推測されやすい数字や英字（生年月日、電話番号、氏名のイニシャル等）を使用しないでください。
- ・第三者にパスワードを教えないでください。
- ・第三者の目につく場所にパスワードを記入したメモを残さないでください。

●パスワードの作成条件

- ・半角の英字、数字を含む組合せであること。
- ・8～16文字以内であること。
- ・申込IDと異なる文字列であること。
- ・現在登録済みのパスワードと異なるものであること。

⑦ ⑥で登録したメールアドレスに認証コードが送信されます。

スカラネット入力画面へ戻り、届いた認証コードを入力し「認証」をクリックします。

※認証コードの有効期限は送信ボタンをクリック後 30 分間です。
30 分経過後は認証コードが無効になりますので、①から入力をやり直してください。



●メールを受信できない場合

- ・「再送信」をクリックします。
- ・⑥の画面に戻ります。メールアドレスに誤りがなく、jsas@ses.jasso.go.jpからのメールを受信できる設定になっていることを確認のうえ、「送信」をクリックします。


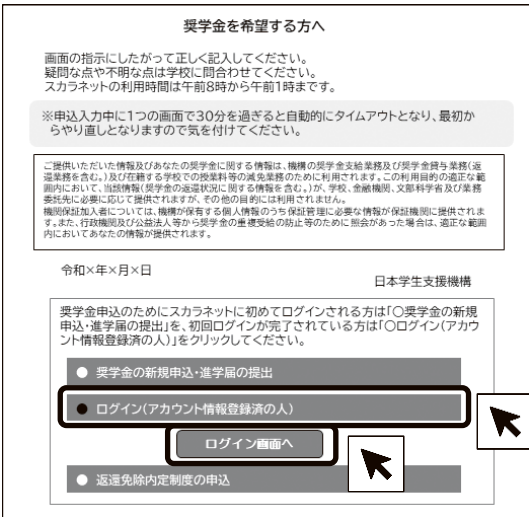

⑧ 右図のアカウント情報登録完了画面が表示されたら、アカウント情報の登録完了です。

「次へ」をクリックすると「メインメニュー」に移動します。

IV スカラネット入力 入力・送信の流れと注意点（続き）

(2) アカウント情報登録後にスカラネットへログインする場合

アカウント情報を登録済の場合は、次の手順でスカラネットにログインします。

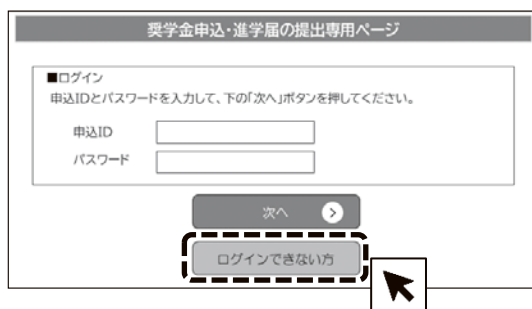
●アカウント情報登録後にスカラネットへログインする方法		
①	スカラネットにアクセスします。	次の URL 又は二次元コードにてスカラネットのログインページへアクセスしてください https://www.sas.jasso.go.jp/scholarnet/ 
②	「ログイン（アカウント情報登録済の人）」をクリックすると表示される「ログイン画面へ」をクリックします。	 <p>奨学金を希望する方へ</p> <p>画面の指示にしたがって正しく記入してください。 疑問な点や不明な点は学校に問合わせてください。 スカラネットの利用時間は午前8時から午前1時までです。</p> <p>※申込入力中に1つの画面で30分を過ぎると自動的にタイムアウトとなり、最初からやり直しとなりますので気を付けてください。</p> <p>ご提供いただいた情報及びあなたの奨学金に関する情報は、機構の奨学金支給業務及び奨学金貸付業務(送還業務を含む。)及び在籍する学校での授業料等の免状業務のために利用されます。この利用目的の適正な範囲内において、当該情報(奨学金の返還状況に関する情報を含む。)が、学校、金融機関、文部科学省及び業務委託先に必要に応じて提供されますが、その他の目的には利用されません。 機密保持加入者については、機構が保有する個人情報のうち保証管理に必要な情報が保証機関に提供されます。また、行政機関及び公益法人等から奨学金の返還業務の妨止等のために照会があった場合は、適正な範囲内においてあなたの情報が提供されます。</p> <p>令和×年×月×日 日本学生支援機構</p> <p>奨学金申込のためにスカラネットに初めてログインされる方は「○奨学金の新規申込・進学届の提出」を、初回ログインが完了されている方は「○ログイン(アカウント情報登録済の人)」をクリックしてください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●奨学金の新規申込・進学届の提出 ●ログイン(アカウント情報登録済の人) ●返還免除内定制度の申込
③	申込IDとアカウント情報登録時にあなたが設定したパスワードを入力し、「次へ」をクリックします。 ※ログインできない場合には「ログインできない方」をクリックし、パスワード再設定等を行ってください。	 <p>奨学金申込・進学届の提出専用ページ</p> <p>■ログイン 申込IDとパスワードを入力して、下の「次へ」ボタンを押してください。</p> <p>申込ID <input type="text"/></p> <p>パスワード <input type="password"/></p> <p>次へ</p> <p>ログインできない方</p>



スカラネットログイン用の申込ID・パスワードを忘れた場合

スカラネットへログインするためには、あなたが本冊子 12 ページにメモをした「申込ID」と「パスワード」が必要です。

万が一、忘れてしまった場合は 32 ページであなたが設定したメールアドレスを使って申込IDを確認したり、パスワードの再設定を行うことができます。



奨学金申込・進学届の提出専用ページ

■ログイン
申込IDとパスワードを入力して、下の「次へ」ボタンを押してください。

申込ID

パスワード

次へ

ログインできない方

スカラネットのログイン画面（奨学金申込・進学届の提出専用ページ）にある「ログインできない方」をクリックして、申込IDの確認やパスワード再設定を行うための画面へ進んでください。

4. 入力・確認・送信

スカラネットにログインするとメインメニューが表示されます。

メインメニューの左上にある「大学等予約申込」をクリックすると、奨学金申入力画面へ進むことができますので、あらかじめ本冊子の13～20ページに記入した内容を見ながら、入力します。

入力画面は **1画面あたり30分以内**の制限時間を設けていますので注意してください。



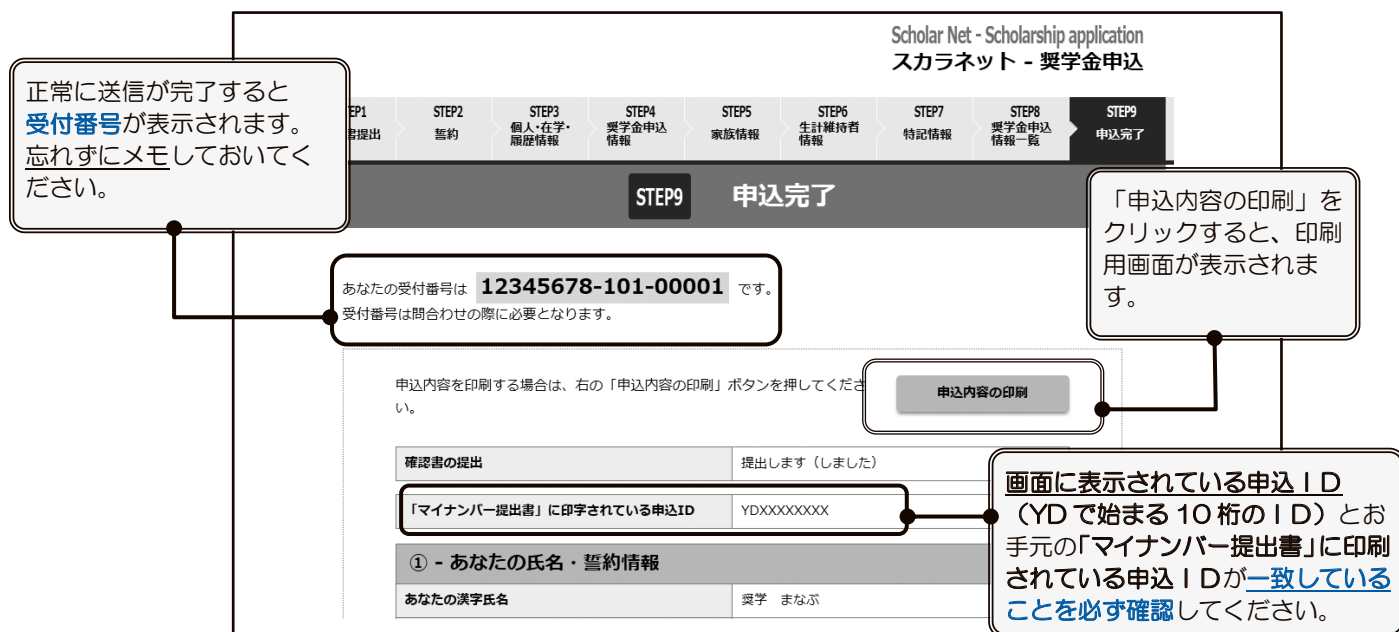
※ 画面は開発中のものであり、今後予告なく変更する場合があります。あらかじめご了承ください。

入力内容の一時保存について

入力途中で一時保存し、後日入力を再開することも可能ですが、一時保存状態のまま申込みが完了しなかった（受付番号発行まで進めなかった）場合には奨学金申込を辞退したものととして取り扱いますのでご注意ください。

5. 受付番号の確認・メモ

正常に送信が完了すると「申込完了」画面が表示されたら、画面上に「受付番号」が表示されます。この番号は提出する書類に記入が必要となる重要なものですので、**12ページにメモ**しておきましょう。



IV スカラネット入力 入力・送信の流れと注意点（続き）

6. 入力内容に誤りがあった場合

スカラネットに誤って入力した場合は、再度スカラネットにログインすることで申込内容の訂正を行うことが可能です。下表のとおり**訂正可能な項目は受付番号発行後の経過期間によって異なります**ので注意してください。

なお、奨学金は申込時点の状況で審査・選考を行いますので、**申込後に変更となった内容については、訂正する必要はありません。**

項目・訂正内容	訂正期間A (受付番号発行日の翌日から 5日間) (注1)	訂正期間B (訂正期間Aの経過後から JASSOでの審査完了まで) (注2)
あなた自身の情報・家族に関する情報等 ※申込時点で入力を誤った場合：訂正手続きが必要 申込後に変更となった場合：訂正手続き不要	訂正可	<u>一部</u> 訂正可
公金口座の登録	訂正可	訂正可



(注1) 受付番号が発行された日の翌日から5日間は全ての項目の訂正が可能です。

(注2) 訂正期間Bでは、JASSOでの審査が完了するまでの間に限り、一部項目の訂正が可能です。訂正可能な項目については、スカラネットにログインして確認することができます。なお、訂正可能な項目でもJASSOでの審査により訂正が認められない場合があります。あらかじめご了承ください。



生計維持者の氏名に誤りがあった場合

スカラネットで入力した生計維持者とマイナンバー提出書で提出した生計維持者の氏名に相違がある場合、不備となります。その際には、スカラネットに登録されたあなたの連絡先へのお電話又は書面にて正しい情報の確認をさせていただきます。

入力内容に誤りがある場合は、スカラネットより申込内容の訂正を行ってください。

なお、訂正内容の反映には時間を要する場合があります。すでに訂正を行っていても、JASSOより不備の連絡をする場合がありますので、あらかじめご了承ください。

奨学金が不要になった場合

決定した奨学金は必ず利用しなければならない訳ではありません。不要になった場合は進学時の手続きを行わなければ辞退したものとして扱います。

なお、どうしても申込手続きをやめたい場合はスカラネットにて申込辞退の手続きを行ってください。

※申込みを辞める場合でも、一度提出された書類の返却はできませんので、あらかじめご了承ください。

V 書類の提出




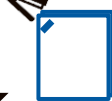
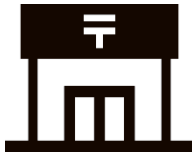
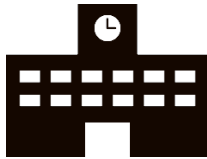
書類提出の準備と注意点

1. 受付番号の記入  

提出する書類の「受付番号」欄に、12ページに控えておいた「受付番号」を記入します。

2. 書類の仕分け・封入・提出 

「マイナンバー関係書類」と「マイナンバー関係書類以外の書類」に仕分け、提出します。

	マイナンバー関係書類	マイナンバー関係書類以外の書類
① 書類の仕分け	(全員提出が必要な書類) ● 「マイナンバー提出書」 ● 身元確認書類 ● 番号確認書類 (該当する場合のみ提出が必要な書類) ○ 申込者本人の住民票	(全員提出が必要な書類) ● 「給付奨学金確認書」【様式①】 (該当する場合のみ提出が必要な書類) ○ 「確認書」の署名に関する追加書類 ○ 申込者本人の在留資格に関する証明書類 ○ 社会的養護に関する証明書類 ○ マイナンバーに代わる提出書類 ○ 海外居住者の追加書類
	  マイナンバー提出専用封筒 (水色)に封入	  上の順に重ねて複数枚になる場合は左上1点ホチキス留め ※提出書類が「給付奨学金確認書」【様式①】のみの場合は、ホチキス留め不要です。
② 提出	郵便局から簡易書留で JASSO に提出 	学校に提出 
	期限：スカラネット入力後1週間以内	期限：学校の定める期限



※マイナンバーの提出方法の詳細は、「マイナンバー提出書のセット」(水色の封筒)に入っている

【重要】マイナンバー(個人番号)の提出方法(説明資料)を確認してください。

※誤って「マイナンバー関係書類を学校へ提出」したり、「マイナンバー関係書類以外の書類をJASSOへ郵送」するなど、
提出先を誤った場合にはそれぞれ再提出が必要となります。

これで、申込み手続きはすべて完了です。

JASSOで審査・選考をおこない、結果を学校に送付します(結果は学校から受け取ります)。

VI 申込後

申込内容・審査状況・選考結果の確認

1. 申込内容や審査状況の確認



申込後（受付番号発行後）にスカラネットへログインすることで申込内容や審査状況などを確認することができます。

あなたが提出した書類の審査についての受付状況などについてもこちらから確認することができます。



スカラネットログイン用のIDとパスワードを忘れてしまった場合の対応方法については、33ページを参照してください。



2. 提出書類等に不備がある場合

あなたが提出した書類に不備や不足があったり、JASSOでの審査において申告内容に疑義が確認された場合には、次のとおりJASSOからあなたへ照会します。

照会には回答期限を設けています。**期限までに回答を確認できない場合・不備が解消されない場合には不採用として結果を通知する場合があります**ので、照会内容を確認のうえ、必ず期限までに回答を提出してください。

●マイナンバー関係書類に不備がある場合



JASSOからあなたへ直接照会を行います。あなたがスカラネットに登録した現住所へ簡易書留で照会票を郵送します。照会票には不足している書類等を記載していますので、書類をととのえて期限までに提出してください。

また、マイナンバー提出専用コールセンター（0570-001-320）より、直接あなたに電話にて照会を行う場合もあります。この電話番号から着信があった場合は、必ず対応してください。

●マイナンバー関係書類以外の書類に不備がある場合や申告内容に疑義がある場合



JASSOから奨学金を申し込んだ高等専門学校に照会票を郵送します。不足している書類等を案内しますので、高等専門学校より受け取った照会票に記載の書類をととのえて期限までに提出してください。



提出先は照会票にてご案内します。なお、マイナンバー関係書類とは提出先が異なります。提出先を誤って郵送した場合、書類の再提出が必要となります。

3. 選考結果の確認

JASSOではあなたのスカラネットでの申告内容や提出書類について審査を行い、選考できる状態になった人から順次選考を行います。

なお、提出された書類等に不備がある場合には、結果の通知時期が大幅に遅れる場合がありますので、あらかじめご留意ください。

●選考結果の通知時期

奨学金の申込時期により異なりますので、学校へ確認してください。

●選考結果の確認方法

予約採用の申込みを行った高等専門学校を通して「採用候補者決定通知」又は「選考結果通知」を交付します。また、スカラネットから選考結果を確認することもできます。

「採用候補者決定通知」は進学時の手続きに必要なとなりますので、紛失しないよう厳重に保管してください。

●誤って「採用候補者決定通知」を紛失してしまった場合

学校を通して交付する「採用候補者決定通知」の再発行はできません。

ただし、スカラネットから簡易版の通知を印刷することができますので、万が一紛失してしまった人はスカラネットから簡易版の印刷を行い、進学先等での手続きに利用してください。

VII 進学後の手続き

① 申込みから支給終了までの流れ

進学前

申込者

春～ 申込み

高等専門学校から必要書類を受け取り、提出期限等を確認します。
インターネットで申込情報を入力し、必要書類を高等専門学校に提出します。

春～ マイナンバーの提出

インターネットでの申し込み後、1週間以内にあなたと生計維持者のマイナンバー関係書類を「提出用封筒」を使用して JASSO に簡易書留で郵送します。

秋～冬 採用候補者決定

採用候補者となった人には、高等専門学校を通じて「採用候補者決定通知」を交付します。

採用候補者

進学後

春～ 進学（2025年4月以降）

- 「採用候補者決定通知」等必要書類の提出
進学先の大学等に必要書類を提出し、進学届提出用のパスワードをもらいます。
- 「進学届」の提出
インターネットで「進学届」を提出します。

○ 採用決定、奨学金の振込開始

「進学届」の提出確認後、奨学金の振込みが始まります。

（毎月の奨学金の振込み）

- 在籍報告（毎年：4月、10月）
- 適格認定（家計）（毎年秋）
- 「奨学金継続願」の提出（毎年冬）
- 適格認定（学業成績等）（毎年学年末★）

（奨学金支給中）

※奨学金支給中も、マイナンバーにより取得した収入・所得の情報等による支援区分の見直しを行います

★修業年限が2年以下の短大・専修学校（専門課程）等については毎年学年の半期ごとに行います。

※適格認定（家計）の結果により、支給額の見直しなどを行います。

※この他にも、奨学金支給中に様々な届出や報告を求められることがあります。必要な手続きを行わない場合、奨学金の支給が遅れたり、支給されなくなったりする可能性があります。

支給終了（卒業）



給付奨学生採用後の新規申し込みの制限について

給付奨学生に採用された後で、退学等により給付奨学金の支給が打ち切られた場合、他の大学等に再入学した際に再度新たに給付奨学金に申し込むことはできませんのでご注意ください。

Ⅶ 進学後の手続き

② 進学後の手続き

1. 「進学届」の提出

進学後（2025年4月以降）、インターネット（スカラネット）より「進学届」を提出します。自宅外月額
の支給を受ける者は、「自宅外通学」であることの証明書類を進学先に提出します。



- ① 採用候補者となっても「進学届」を提出しなければ給付奨学生として採用されません。
- ② 自宅外月額の振込みは「自宅外通学」である証明書類（アパートの賃貸借契約書のコピー等）を提出し、不備なく審査終了した後になります。なお、反映月に「自宅外通学」となった月からの差額がまとめて振り込まれます。また、「自宅外通学」から「自宅通学」への変更の届出が遅れた場合は、振込超過分の返金が必要となる場合があります。その場合、返金が確認できるまで、支給の再開はできません。

2. 適格認定（家計）【毎年】

奨学金支給期間中、毎年、あなたと生計維持者の住民税情報（申込時に提出したマイナンバーにより取得）
や、あなたが報告した資産額が、家計基準（5～6ページ）を満たしているかをJASSOが確認します。



- ① 確認の結果、**支援区分が見直されることにより、10月分から奨学金の支給が止まったり、支給額が変わることがあります。**
- ② 事情により申込時にマイナンバーを提出できない人については、申込時に加え、支給期間中も、毎年、収入に関する書類等を提出いただきます。書類に不備がある場合や未提出の場合は支給が止まります。

3. 適格認定（学業成績等）【毎年】

在学校により学年末（2年制以下の課程及び高等専門学校は学年の半期ごと）に学業成績などの基準に関する
判定が行われ、その判定結果がJASSOに報告されます。



- 次のいずれかに該当する場合は、奨学金の支給が打ち切られることがあります。（学業成績が著しく不振となった場合や、懲戒による退学処分などの場合には、返還が必要になることがあります。）
- (1) 退学・除籍・停学（無期又は3か月以上）の処分を受けた場合
 - (2) 下表【適格認定における学業成績の基準】の「廃止」の基準のいずれかに該当した場合

【適格認定における学業成績の基準】

区分	学業成績の基準
廃止	次の各号のいずれかに該当すること（災害・傷病その他のやむを得ない事由があると認められる場合を除く）。 1. 修業年限で卒業又は修了できないことが確定したこと。 2. 取得した単位数（単位制によらない専門学校にあっては、履修科目の単位時間数。次に示す「警告」の区分において同じ。）の合計数が標準単位数の5割以下であること。 3. 履修科目の授業への出席率が5割以下であることその他の学修意欲が著しく低い状況にあると認められること。 4. 下記に示す「警告」の区分に該当する学業成績に連続して該当すること（下記に示す「停止」の区分に該当するものを除く）。
停止	下記に示す「警告」の区分に該当する学業成績の基準に連続して該当すること（2回目の警告が「警告」の区分の2. に掲げる基準のみに該当することによる場合に限る。ただし、連続して3回該当する場合は除く）。
警告	次の各号のいずれかに該当すること（災害・傷病その他のやむを得ない事由があると認められる場合を除く）。 1. 修得した単位数の合計数が標準単位数の6割以下であること（上記の「廃止」の区分の2. に掲げる基準に該当するものを除く）。 2. GPA等が学部等における下位4分の1の範囲に属すること。 （次のア、イに該当する場合を除く） ア：確認大学等における学修の成果を評価するにふさわしく、かつ職業に密接に関連する資格等に十分に合格できる水準であること。 イ：社会的養護を必要とする者で、確認大学等における学修に対する意欲や態度が優れていると認められる場合 3. 履修科目の授業への出席率が8割以下であることその他の学修意欲が低い状況にあると認められること（上記の「廃止」の区分3. に掲げる基準に該当するものを除く）。

※ 修得単位数の判定は直近までの累計状況により判断されます。

※ 「廃止」又は「警告」の基準に当てはまる場合であっても、災害・傷病、その他やむを得ない事由があると認められる場合には、「廃止」又は「警告」の区分に該当しません。

4. 在籍報告【毎年】

在籍状況や通学形態などの申告内容について、定期的（毎年4月、10月）にインターネット（スカラネット・パーソナル）を通じて報告する必要があります。期限までに報告がないときは、給付奨学金の支給が止まります。追って報告することで支給が再開されますが、止まっていた期間については当初の支給月数から減じられることがありますので、入力準備用紙等を学校に確認のうえ、期限内に報告するようにしてください。

5. 給付奨学金継続願の提出【毎年】

給付奨学金の継続を希望するかどうかを毎年1回、インターネット（スカラネット・パーソナル）を通じてJASSOへ提出します。期限までに提出がないときは、給付奨学金の支給が止まります。追って、提出することで支給が再開されますが、止まっていた期間については支給月数から減じられることがありますので、提出期限を在学期に確認のうえ、期限内に提出するようにしてください。

なお、継続を希望しない場合、給付奨学金の振込みは止まりますが、給付奨学生としての認定は受け続けることになります。そのため、在籍報告や次年度の給付奨学金継続願の提出が必要です。また、第一種奨学金を併せて利用している場合は、貸与月額が調整され続けます。

※その他必要な手続きについては、採用候補者となった人への通知やJASSOのホームページなどで案内します。
※あなたが必要な手続きを理解し、進学後、定められた期間内に手続きを行ってください。



認定の取り消し

給付奨学生として採用後は、自己都合により採用を取り消すことはできません。

ただし、給付奨学金と併給不可の他団体奨学金等に採用された場合は認定の取り消しを願い出すことができます。なお、採用後、申込情報に誤りがあると判明した場合には、認定を取り消すことがあります。

参考資料

授業料等の減免について

給付奨学金の支給対象の学生は、授業料・入学金の減免も同時に受けることができます。ただし、別途、申込みが必要ですので、詳細については、進学先の学校にお問い合わせください。

申請～認定まで

1. 申請時期

原則、毎年春及び秋に学校で募集を行います。申請時期は各学校で定めているため、進学後、進学先の学校に必ず確認し、募集時期を逃さないよう注意してください。

2. 対象校

授業料等の減免の支援を受けられる学校は、給付奨学金の対象校と同じです（3ページ）。

3. 減免額（年額）

世帯の所得金額に基づく区分（第Ⅰ～Ⅳ区分：5ページ）に応じて、学校の設置者（国公立・私立）及び学校種等により定まる右表の金額（42ページ）が授業料等減免の上限額（年額）となります。

4. 支援対象者の要件（基準）

給付奨学金の選考要件（基準）と同じです（5～6ページ）。

5. 申請手順等

進学先の指定する方法により申請します。

認定後の手続き

1. 適格認定（家計）【毎年】

支援期間中は、毎年、家計基準（5～6ページ）による支援区分の見直しを行います。

※給付奨学金の適格認定と同じです（39ページ参照）。



確認の結果、授業料減免の支援が止まったり、減免額が変わることがあります。

2. 適格認定（学業成績等）【毎年】

在学する学校で、学業成績などの基準に関する判定を行います。



判定の結果授業料減免の支援が打ち切られたり、警告を連続で受けた場合には支援が打ち切られることがあります。打ち切りの基準は給付奨学金と授業料減免で同じです（39ページ参照）。

3. 継続願の提出【毎年：2回】

年間2回（4月、10月頃）適格認定が行われることを踏まえ、同時期に継続手続きを行います。

在学している学校が定める方法により手続きを行ってください。



継続願の提出がないときは、授業料減免の支援が止まります。 ※給付奨学金継続願の届出（40ページ）とは異なります。

【授業料等減免の上限額（年額）】

	学校種・世帯の所得金額に基づく区分		国公立		私立	
			入学金	授業料	入学金	授業料
高等専門学校 (4～5年生)	第Ⅰ区分		84,600円	234,600円	130,000円	700,000円
	第Ⅱ区分		56,400円	156,400円	86,700円	466,700円
	第Ⅲ区分		28,200円	78,200円	43,400円	233,400円
	第Ⅳ区分	多子世帯	21,200円	58,700円	32,500円	175,000円
理工農系		支援なし	支援なし	43,400円	233,400円	
大学	第Ⅰ区分		282,000円 (141,000円)	535,800円 (267,900円)	260,000円 (140,000円)	700,000円 (360,000円)
	第Ⅱ区分		188,000円 (94,000円)	357,200円 (178,600円)	173,400円 (93,400円)	466,700円 (240,000円)
	第Ⅲ区分		94,000円 (47,000円)	178,600円 (89,300円)	86,700円 (46,700円)	233,400円 (120,000円)
	第Ⅳ区分	多子世帯	70,500円 (35,300円)	134,000円 (67,000円)	65,000円 (35,000円)	175,000円 (90,000円)
理工農系		支援なし (支援なし)	支援なし (支援なし)	86,700円 (46,700円)	233,400円 (120,000円)	
短期大学	第Ⅰ区分		169,200円 (84,600円)	390,000円 (195,000円)	250,000円 (170,000円)	620,000円 (360,000円)
	第Ⅱ区分		112,800円 (56,400円)	260,000円 (130,000円)	166,700円 (113,400円)	413,400円 (240,000円)
	第Ⅲ区分		56,400円 (28,200円)	130,000円 (65,000円)	83,400円 (56,700円)	206,700円 (120,000円)
	第Ⅳ区分	多子世帯	42,300円 (21,200円)	97,500円 (48,800円)	62,500円 (42,500円)	155,000円 (90,000円)
理工農系		支援なし (支援なし)	支援なし (支援なし)	62,500円 (42,500円)	155,000円 (90,000円)	
専修学校 (専門課程)	第Ⅰ区分		70,000円 (35,000円)	166,800円 (83,400円)	160,000円 (140,000円)	590,000円 (390,000円)
	第Ⅱ区分		46,700円 (23,400円)	111,200円 (55,600円)	106,700円 (93,400円)	393,400円 (260,000円)
	第Ⅲ区分		23,400円 (11,700円)	55,600円 (27,800円)	53,400円 (46,700円)	196,700円 (130,000円)
	第Ⅳ区分	多子世帯	17,500円 (8,800円)	41,700円 (20,900円)	40,000円 (35,000円)	147,500円 (97,500円)
理工農系		支援なし (支援なし)	支援なし (支援なし)	40,000円 (35,000円)	147,500円 (97,500円)	

(注1) 「入学金」の減免は、入学後3ヶ月以内に在学部に減免申請を行い、認定を受けた学生が対象です。

(注2) カッコ内は、夜間制の減免額です。

(注3) 私立の大学、短大、専修学校（専門課程）の通信課程における入学金減免上限額（一回限り支給）は30,000円、授業料減免上限額（年額）は130,000円です（なお、高等専門学校及び国公立の大学、短大、専修学校（専門課程）においては、通信課程は現在開講されていません）。

(注4) 独立行政法人・地方独立行政法人が設置する学校は、国公立に含みます。

～ご案内～

ホームページの便利なコンテンツ

● 進学資金シミュレーター

自身の家計情報等を入力することで受けられる奨学金の種類や金額、学生生活を送るための収支を試算できる便利なシミュレーションツールです。



● 「奨学金相談サイト」

奨学金のよくある疑問や質問をチャットボット等で解決できる Q&A サイトです。お電話でのお問い合わせの前に、是非ご活用ください。



お知らせ

現在、国において、2025 年度から多子世帯の大学等の授業料等無償化が検討されています。多子世帯の大学等の授業料等無償化に関する情報は、改めてホームページでお知らせする予定です。



申込みに関するお問い合わせ先

● 日本学生支援機構奨学金相談センター

奨学金制度や手続きに関する一般的なお問い合わせに関する相談窓口です。



0570-666-301 (ナビダイヤル・全国共通)

月曜日～金曜日 9時00分～20時00分 (土日祝日・年末年始を除く)

● マイナンバー提出専用コールセンター

マイナンバーの提出方法に関するお問い合わせ先です。

「提出用の専用封筒をなくしてしまった」

「用意する書類が分からない」

「生計維持者が海外に長期間滞在しているのでマイナンバーを受け取っていない」



0570-001-320 (ナビダイヤル・全国共通)

月曜日～金曜日 9時00分～18時00分 (土日祝日・年末年始を除く)

【申込情報の保護について】

申込みは、インターネット（スカラネット）により行います。

日本学生支援機構では、ネットワーク上での電子データ授受のセキュリティを確保するために「認証局」(*)に加入し、インターネットでの情報の漏洩や盗難については最新の暗号化通信方式を採用することによって高度なセキュリティ対策をとっています。

※認証局：ネットワーク上での通信相手が本物であることを証明するためのデジタル証明書を発行する第三者機関で、デジタル情報に対してデータそのものの正当性の確認や、持ち主や送り主の確認のために必要な機関です。

ご提供いただいた情報及びあなたの奨学金に関する情報は、奨学金支給業務及び奨学金貸与業務（返還業務を含む）及び在籍する学校での授業料等減免業務のために利用されます。この利用目的の適正な範囲内において、当該情報（奨学金の返還状況に関する情報を含む）が、学校、金融機関、文部科学省及び業務委託先に必要に応じて提供されますが、その他の目的には利用されません。

機関保証加入者については、機構が保有する個人情報のうち保証管理に必要な情報が保証機関に提供されます。また、行政機関及び公益法人等から奨学金の重複受給の防止等のために照会があった場合は、適正な範囲内においてあなたの情報が提供されます。